

# ラオス投資ガイドブック

2026

(2026年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

貿易投資相談課



## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ビエンチャン事務所が、現地法律事務所 One Asia Lao Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.と共同で作成し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ビエンチャン事務所

E-mail：LVI@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：[SCB-SUPPORT@jetro.go.jp](mailto:SCB-SUPPORT@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font.

## 目次

第1章 会社の登録資本金について.....	- 8 -
1. 背景.....	- 8 -
2. 登録資本金の払込に関する法令とその解釈.....	- 8 -
3. 出資金に関する新たな規定について.....	- 9 -
4. 登録資本金未払込の場合の罰則規程.....	- 10 -
5. 登録資本金についてのまとめ.....	- 11 -
第2章 土地所有権の購入および住居登記.....	- 12 -
1. 背景.....	- 12 -
2. 土地所有権の売買について.....	- 13 -
3. 金融機関からの決済証明書について.....	- 14 -
4. 金融機関からの決済方法について.....	- 15 -
5. 住居登記制度について.....	- 15 -
第3章 汚職防止法の改正について.....	- 19 -
1. 背景.....	- 19 -
2. 汚職行為とは.....	- 19 -
3. 汚職防止法が規定する罰則規定.....	- 21 -
4. 刑法典に基づく罰則規定.....	- 23 -
第4章 工業団地について.....	- 25 -
1. 背景.....	- 25 -
2. 工業団地における奨励事業について.....	- 25 -
3. 特別奨励事業における税制恩典について.....	- 26 -
第5章 医薬品法の改正について.....	- 28 -
1. 背景.....	- 28 -

2. 医薬品および医療機器に関連する事業の種類.....	- 28 -
3. 医薬品および医療機器関連事業の事業許可および要件について.....	- 29 -
4. 事業許可証の取得、停止、はく奪について.....	- 30 -
5. 事業者の責務について.....	- 31 -
第6章 家庭内労働者について.....	- 32 -
1. 背景.....	- 32 -
2. 家庭内労働者の定義.....	- 32 -
3. 家庭内労働者の労働条件について.....	- 33 -
4. 使用者と家庭内労働者間の契約について.....	- 34 -
5. 禁止事項.....	- 35 -
第7章 外貨の使用について.....	- 37 -
1. 背景.....	- 37 -
2. 外貨の使用について.....	- 37 -
3. 外貨を使用することができる対象.....	- 39 -
4. 罰則規定.....	- 40 -
第8章 外貨預金について.....	- 41 -
1. 背景.....	- 41 -
2. 外貨預金口座の開設について.....	- 41 -
3. 外貨の引き出しおよび送金.....	- 42 -
4. 罰則規定(合意第19条).....	- 43 -
第9章 職業あっせん業について.....	- 44 -
1. 背景.....	- 44 -
2. 政府の方針について.....	- 44 -
3. 職業あっせん事業許可証の取得要件について.....	- 45 -
4. 登録資本金および保証金について.....	- 46 -

5. 職業あっせん業試用許可 .....	- 47 -
6. サービス料について（新合意第 36 条） .....	- 47 -
第 10 章 デジタル技術分野の事業について .....	- 48 -
1. 背景 .....	- 48 -
2. デジタル技術関連事業について .....	- 48 -
3. デジタル技術分野の事業許可および要件について .....	- 49 -
4. 事業許可証の取得に必要な書類について .....	- 51 -
第 11 章 付加価値税（VAT）法の改定 .....	- 53 -
1. 改正付加価値税（VAT）法の概要 .....	- 53 -
2. 付加価値税法第 48/NA 号と付加価値税法第 60/NA 号の主な変更点 .....	- 56 -
第 12 章 付加価値税（VAT）還付手続 .....	- 67 -
1. 付加価値税（VAT）還付手続 .....	- 67 -
2. 還付に関する書類の準備 .....	- 67 -
3. 申請書および添付書類の提出 .....	- 69 -
4. 還付申請のレビューおよび検証 .....	- 70 -
5. VAT に関する税務調査 .....	- 71 -
6. 還付の承認および発行 .....	- 71 -
第 13 章 特別経済区における物品・サービスの提供に関する主な留意事項 .....	- 72 -
1. SEZ 内外における VAT の取扱い .....	- 72 -
第 14 章 所得税法改正案に関する重要なアップデート .....	- 81 -
1. 所得税法案の概要 .....	- 81 -
2. 所得税法改正案における主な変更点のサマリー .....	- 81 -
3. 所得税法改正案における主な変更点 .....	- 83 -
第 15 章 新所得税法におけるグローバル・ミニマム課税（Pillar2）について .....	- 90 -

1. はじめに.....	- 90 -
2. ラオスにおける導入タイムライン.....	- 91 -
第 16 章 移転価格税制について.....	- 93 -
1. はじめに.....	- 93 -
2. 移転価格手法.....	- 93 -
3. ラオス規制に基づく移転価格.....	- 94 -
4. 多国籍企業 (MNC) の定義.....	- 95 -
5. 関連当事者との取引に関する書類.....	- 96 -
第 17 章 税務調査における法人所得税の主な留意事項.....	- 97 -
1. 税務調査における主要な留意事項.....	- 97 -
2. 検討事項.....	- 101 -
第 18 章 配当金・利子・株式売却代金に対する源泉徴収税、および関連会社間における相殺の取決めに関する法人所得税・消費税のリバースチャージ制度に関する主な留意点.....	- 103 -
1. 各種類の源泉徴収税 (WHT) に関する主要課題.....	- 103 -
2. ベストプラクティス.....	- 108 -
第 19 章 2025 年 12 月 31 日決算年度における財務諸表の提出にかかる主なアップデートおよび LFRS の導入状況.....	- 111 -
1. 2025 年度 (2025 年 12 月 31 日を決算年度とする) 財務諸表の提出期限.....	- 111 -
2. LFRS の導入状況.....	- 111 -

## 第1章 会社の登録資本金について

### 1. 背景

ラオスにおける会社の登録資本金は、現金出資および現物出資の両方が認められており、出資額の合計は企業登録書（Enterprise Registration Certificate: ERC）に記載される。出資者は、払込期限までに資本金を全額払い込む義務があり、かつ資金がラオス国内の商業銀行に存在する必要がある。

商工業省は、「出資金がラオス国内にあること」を徹底させるために、2025年9月9日付で「企業の登録資本金の払込みに関する大臣合意（No. 2025）（以下「合意」）」を発出し、登録資本金の種類、払込期限、増資・減資、出資義務不履行時の措置および罰則規定等を定めた。

なお、既存の会社については、合意施行日から1年以内に、合意の規定に従った会社の状態に整備する必要がある（合意第21条）。

### 2. 登録資本金の払込に関する法令とその解釈

登録資本金の払込みについて規定する主な法令は以下のとおり。

#### 会社法（No.33）（2022年12月29日施行）

- 第101条において、登録資本金の払込み期限は「株主総会で合意した期日までに」と規定されている。
- 第173条において、一人株主の場合「企業登録後全額を払い込む」と規定されている。
- 具体的な期限は明示されていない。

#### 投資奨励法（No.62）（2024年6月28日施行）

- 第53条において、外国人投資家が一般事業（コンセッション事業以外）に投資する場合、「投資関連許可証取得後90日以内に登録資本金

総額の 30%を送金し、残額は事業許可または投資許可取得後 1 年以内に払い込む」と規定されている。

企業の登録資本金の払込に関する大臣合意（No.2025）（2025 年 9 月 9 日施行）

- 登録資本金の種類、払込期限、増資・減資、出資義務不履行時の措置および罰則を定める。
- 第 6 条において、「登録資本金は企業登録後 1 年以内に全額を払い込むこと」と規定し、別途規定がある場合を除外している。

しかしながら、会社法、投資奨励法、合意間で矛盾が生じることになる。この点に関して、商工業省法務課へのヒアリングより、実務的には、以下のように解釈される。

- 原則として、企業登録後 1 年以内に株主総会で合意した期日までに払い込むこと。
- 投資奨励法第 53 条の「30%先払、残額 1 年以内」規定は、一般事業の外国投資家に適用されるが、第 53 条自体が必ずしも広く認識・徹底されていない実情を鑑み、最終的には合意第 6 条の「1 年以内払込」が原則となる。

また、商工業省企業登録局のウェブサイト上では、今回の合意の発行背景について次のように説明されている。「実務上、ERC には登録資本金の額が明示されているものの、実際には、その額のとおり振込が完了していない会社も多く存在する。今回の合意は、企業に対して 1 年以内に全額を払い込むことを明確に通知するために発出されたものである。」

以上のとおり投資奨励法と商工業省法務課での実務上の取扱いに相違があるが、外国投資家においては、投資関連許可証取得後 90 日以内に登録資本金総額の 30%を送金し、残額を企業登録後 1 年以内に払い込む」と投資奨励法に規定されているため、特段の理由がない限りこの規定に沿って、資本金を払い込むことが望ましいといえる。

### 3. 出資金に関する新たな規定について

#### (1) 現金出資の場合

外国籍株主で、ラオス国外に居住する者は、資本金を海外からラオス国内の法人口座に送金する必要がある。法人口座への着金が確認された後、ラオス中央銀行（The Bank of Lao PDR：BOL）より資本金輸入証明書（Capital Importation Certificate：CIC）を取得することが義務付けられている（合意第7条）。

他方、外国籍株主であってもラオス国内に居住し、ラオス国内で収入を得る個人、または利益を有する法人で、本国へ資金を送還していない場合には、通貨の種類を問わず、ラオス国内の商業銀行から法人口座へ出資金を送金することが可能である。この場合、過去3年間の残高証明書をBOLに提出し、国内資金をもって登録資本金に充当した旨の証明書を発行してもらう必要がある（合意第7条）。

#### （2）現物出資の場合

現物出資については、金銭換算額を提示する必要があり、その額は登録資本金総額の50%を超えることはできない。出資者がラオス国籍、またはラオスに永住する外国人である場合には、当該現物の所有権を法人名義に変更する必要がある。また、出資者が外国籍である場合には、現金出資と同様に、BOLよりCICを取得する必要がある（合意第8条）。

#### 4. 登録資本金未払込の場合の罰則規程

各株主が全額を出資しなかった場合の一般的な弊害については、ラオス投資ガイドブック2024（2月）第1章をご参照のこと。

本合意に基づく具体的な罰則規定は以下のとおり。

##### （1）課徴金

各株主が持分に応じた出資を履行しない場合、会社には500,000キープの課徴金が科されるとともに、当局による指導および書面による調書記録が作成される。かかる措置を受けた会社は、調書記録の日から起算して60日以内に、未払出資分の払込を完了するか、企業登録情報の更新申請（減資、株主変更等）を行うか、または会社を清算する必要がある（合意第16条）。

上記措置に従わない場合、会社にはさらに 5,000,000 キープの課徴金が科され、2 回目の調書記録の日から起算して 60 日以内に、同様に未払出資分の払込、企業登録情報の更新申請、または会社清算を行わなければならない。

## (2) 企業登録書の使用一時停止

二度にわたる改善措置に応じない会社に対しては、商工業省企業登録管理局により、ERC の使用が一時的に停止される（合意第 17 条）。

## 5. 登録資本金についてのまとめ

### 払込期限

原則：企業登録後 1 年以内に株主総会で合意した期限までに全額払込

### 現金出資

外国籍株主（国外居住）：海外から法人口座へ送金 → BOL より CIC を取得

外国籍株主（国内居住・国内収入あり）：国内銀行から法人口座へ送金可能 → 過去 3 年の残高証明を BOL へ提出し、国内資金充当証明書を取得

### 現物出資

評価額を提示（登録資本金総額の 50% 超は不可）

ラオス国籍、または永住者：所有権を会社名義に変更

外国籍出資者：現金出資と同様に CIC を取得

## 第2章 土地所有権の購入および住居登記

### 1. 背景

ラオスは、2019年に土地法が改正された（詳細はラオス投資ガイドブック 2021年3月第2章を参照のこと）。その後、土地に関する法令が多数発行されているが、主な法令は以下のとおり。

・2021年2月「土地登記書および土地権原証書の印字内容および書式に関する大臣合意」

（詳細は、ラオス投資ガイドブック 2022年2月第5章を参照のこと）

・2022年8月「土地関連事業に関する天然資源環境大臣による合意」

・2023年11月「コンドミニアムに関する首相令」

・2024年3月「土地所有権の活動および変動登記に関するガイドライン」

（詳細は、ラオス投資ガイドブック 2025年2月第5章を参照のこと）

天然資源環境省<sup>1</sup>（現農業環境省）は、土地所有権の売買を銀行等の金融機関を介して行うことを義務付ける規定として、2025年4月10日付で「銀行システムを介した土地所有権の売買における支払いに関する大臣合意（No0506）（以下、「合意」）」を発行し、同年5月26日より施行された。土地所有権の売買に関して、為替レート安定化の確保、現金および外貨での取引削減、金融取引の促進、マネー・ローンダリングを防止することが目的である。

本合意の発布を踏まえ、土地所有権の売買における支払いについては、銀行等の金融機関を介して行ったことを証明する書類の提出が求められる。このため、現金で支払いを行った場合には、土地所有権の所有者変更手続（または登録手続）が受理されない可能性が高い。

---

<sup>1</sup>天然資源環境省は2025年6月に農林省と合併され農業環境省となった。

日本企業においては、かかるリスクを回避するため、土地のレンタル代を含む関連支払いは、必ず金融機関を介して行う必要がある点に留意する必要がある。

## 2. 土地所有権の売買について

土地所有権の売買において、次の取引に該当する場合は、銀行等の金融機関を介する必要がある。

### (1) 土地関連事業者の取引（合意第6条）

土地事業者による土地所有権の売買とは、営利を目的として、土地分譲販売、分譲住宅、ニュータウン分譲地、アパート、コンドミニアムの建設、政府分譲地の土地所有権の販売等が法的に認められている事業者による取引を指す。これらの取引のために、土地関連事業者は、ラオス国内の商業銀行に口座を開設する必要がある。土地関連事業者とのすべての取引においては、銀行の決済システムを利用する必要がある。

### (2) ラオス国籍の個人、法人、組織による土地所有権の売買（合意第7条）

ラオス国籍の個人、法人、組織による土地所有権の売買による支払いは、ラオス中央銀行から承認された商業銀行またはマイクロファイナンス事業者または決済事業者の決済システムを利用する必要がある。

土地所有権の所有者変更登録および新しい土地権原書の発行手続きには、これらの金融機関の決済システムを利用したことの証拠書類を土地所有権の移譲登録申請書に添付する必要がある。

例外として、金融機関へアクセスすることが困難な遠隔地に居住している貧困層の個人や家族が、遠隔地に所在する土地の使用権を貧困層の個人や世帯に売買する場合、金融機関での支払いは免除される。

但し、貧困層であることの証明書を村役場より取得する必要がある。また、当事者のどちらかが貧困層ではない場合は免除の対象ではなく、金融機関を介して支払いをする必要がある。

なお、同合意が施行される前に、現金による土地所有権の売買が完了しているが、土地所有権の所有者変更登録が完了していない場合、土地所有権売買契約が書面で存在

し、かつ、村長による認証があれば、金融機関発行の決済証明書がなくても、土地使用権の所有者の変更手続きを行うことが可能である。

### (3) 期限付き政府分譲地の取引（合意第8条）

政府が土地使用権売買契約日から数えて50年間の期限付きで、ニュータウン開発、アパート、コンドミニアムの建設、分譲宅地のために、政府分譲地土地使用権をラオス国籍、外国人等に対して販売する場合、銀行の決済システムを利用して取引を行う必要がある。

### 3. 金融機関からの決済証明書について

金融機関の決済システムを利用して、土地使用権の支払いを行った場合、その取引証明書は、法的な証拠書類(以下、「決済証明書」とみなされる。土地使用権の所有者変更登録および新しい土地権原書の発行手続きには、決済証明書が必須となる。

決済証明書は以下の項目が含まれる（合意第10条）。

- ①決済サービス業者の名前
- ②購入者の氏名と口座番号
- ③販売者の氏名と口座番号
- ④決済日
- ⑤金額
- ⑥取引番号または参照番号
- ⑦支払目的：（購入者の名前）と（販売者の名前）の土地使用権の売買および売買契約書番号

#### 4. 金融機関からの決済方法について

決済方法は、売買契約書で合意した方法であれば、一括でも分割でも可能。分割払いの場合、土地登記書および土地権原書の裏側に支払いの記録を記し、支払が完了するまで、販売者が保有する。土地権原書は、支払いが完了後、購入者へ譲渡される（合意第12条）。

#### 5. 住居登記制度について

##### (1) 背景

ラオスでは、これまで土地の登記制度は存在していたが、土地の上にある住居や建物単体については、登記制度が存在していなかった。前述のように、土地使用权を購入する場合、例えば購入する土地に既存の建物がある場合や、その後に住居を建てた場合の建物の所有者を法的に証明することはできなかった。

しかし、2023年に発行された「コンドミニアムに関する首相令（No.352）」（以下、「コンドミニアム法」）により、初めて「コンドミニアムのユニットにかかる区分所有権」の概念が導入され、外国人や外国法人でもコンドミニアムの区分所有権を取得することが可能となった（詳細は[ラオス投資ガイドブック 2021年3月第2章](#)を参照のこと）。

続いて、ラオス政府は、コンドミニアム以外の住居に関しても、登記制度を構築するために、2024年12月11日付で「住居に関する法令（No71）（以下「住居法」）」を発行し、2025年6月26日に官報に掲載後、2025年3月1日より遡及して、施行された。

これにより、ラオス初となる一般の住居を対象とした登記制度がつけられ、国内の建物に関する所有関係が明確化されることになる。特に、ラオスでは外国人が土地を所有することはできないため、今後は土地使用权と建物所有権との関係を正確に契約で整理し、建物について必要な登記をすることが外国人投資家にとって一層重要となる。

以下、住居の登記方法に関して解説する。

## (2) 住居の種類について

住居法において定義される「住居」には、以下の6種類の建物が含まれる。

### <住居の種類（住居法第11条）>

#### ①一般住宅（戸建て、半戸建て）

レンガ造り、半レンガ半木造、木造、高床式店舗兼住宅、地床式住宅、別荘、商用/サービス用として建てられた住宅

#### ②集合住宅

2部屋以上が連結、4階建て以下の住宅や建物

#### ③分譲住宅

販売、賃貸、リースを目的として建設した住居で、インフラ（アクセス路、水道、電気、運動場、公共施設、セキュリティシステムなど）設備を住人が共同で使用するタイプの住居

#### ④寮

生徒、学生、公務員、社員が居住する建物（有料無料を問わない）

#### ⑤アパートメント

インフラ設備が整った複数の部屋と階数のある建物。アパートの所有者のみが所有権を有しており、月または年単位の賃貸を目的として建設した建物

#### ⑥コンドミニアム

インフラ設備が整った複数のユニットと高層階の建物。コンドミニアム開発事業者が土地の登記を行い、各ユニットは国籍問わず所有権を個人、法人、団体へ販売または譲渡することが可能。

なお、これらに加えて、省庁、事務所、銀行、ホテル、ゲストハウス、工場、倉庫、学校、病院、寺院、教会、商業施設、公共施設なども含まれる。

### (3) 住居登記手続きについて

住居の登記は、公共事業運輸省が所管しており、棟単位・建物単位・ユニット単位での登記が可能である（住居法第 23 条）。

登記を行うことで、個人または法人による住居所有が正式に証明されるとともに、住居の管理、検査、使用状況に関する情報が公的に記録される（住居法第 23 条）。

なお、コンドミニアムのユニットに関する区分所有権の登記については、別途定められた法令に基づいて行われる。（詳細は ラオス投資ガイドブック 2021 年 3 月第 2 章 を参照のこと）。

住居の登記に必要な書類は以下のとおり。

<住居登記に必要な書類（住居法第 24 条）>

- ①公共事業運輸省所定の申請書
- ②ファミリーブック、ID カードまたは住所証明書のコピー、法人の場合は企業登録書の写し
- ③土地権原書または土地使用許可証の写し
- ④建設許可書の写し
- ⑤建築物の真正性証明書の写し
- ⑥所在地および住居の地図
- ⑦住居の所有者であることを証明する書類の写し

上記書類一式を提出後、関連省庁（農業環境省、治安維持省など）が書類審査および実地検分を行った後、すべての情報が真正であることが確認されると、5 営業日以内に公共事業運輸省より「住居登記証明証」が発行される（住居法第 27 条）。

### (4) 運用状況について

上記のとおり、住居法は施行されたが、運用状況について、公共事業運輸省の同法案を起案した部署（Department of Housing and Urban Planning）に確認したところ、2025年12月時点では、どの部署が管理するのか内部で検討中であり、まだ運用には至っていないとのことである。

## 第3章 汚職防止法の改正について

### 1. 背景

ラオスにおいては、2005年に汚職防止法が制定され、その後2012年に改正されている。今回、2024年6月26日付で12年ぶりに改正があり、2025年1月16日官報に掲載、2024年9月12日に遡及して施行されている。

2005年の汚職防止法は、党組織、国家組織、国家建設戦線、大衆組織、国営企業職員、公務員、軍人、警察官などが適用の範囲となっており、汚職は、国の指導者や権力者の行為に限定されていた。しかしながら、2012年の改正時に、適用の範囲が、国内外を問わず、民間企業の職員や国際機関の職員等も含めたかたちとなった。

さらに、2017年に「刑法」に代わり「刑法典」が制定され、汚職にかかる罰則規定が刑法典の第355条から第369条に規定された。なお、汚職行為については、刑法典も汚職防止法も同じ定義づけとなっている。

今回の改正に関しては、大きな変更点はないものの、政府の管轄下にあった国家査察機関（汚職防止捜査機関）が、2021年に政府から独立して、国家主席の管轄下となったため、当局の組織の詳細、権限、責務等に関することが、新たに規定されている。これにより、国家査察機関が主体的に政府を監視する体制が構築された。

以下、改正された汚職防止法の概要について解説する。

### 2. 汚職行為とは

#### (1) 定義

汚職防止法第11条および刑法典第357条において「汚職行為」を次の①から⑫の行為と定義しています。

<汚職防止法で規定する汚職行為（汚職防止法第11条および刑法典第357条）>

<汚職行為の内容>

- ① 国家または共同財産の横領
- ② 国家または共同財産の詐取
- ③ 贈賄
- ④ 収賄
- ⑤ 国家、共同または個人財産を取得目的で職位、権限、任務の濫用
- ⑥ 国家または共同財産の悪用
- ⑦ 国家、共同または個人財産を取得目的で職位、権限、任務の過用
- ⑧ 建設の技術基準、設計基準、計算基準およびその他の基準の詐欺、偽造
- ⑨ 入札またはコンセッションの不正行為
- ⑩ 書類の偽造または偽造書類の使用

なお、ラオスにおいては、行政サービスに係る手続きの円滑化等を目的とした少額の支払い、いわゆる「ファシリテーション・ペイメント」の規定はないため、少額の金銭であっても、特定の業務について便宜を図ってもらうことを目的とした金銭の受け渡しは、汚職行為とみなされる可能性が高い。今回の改正でも「ファシリテーション・ペイメント」に関する規定は設定されていない。

(2) 汚職防止法の適用の範囲

汚職防止法第8条に汚職防止法の適用の範囲が以下のように定められ、国籍、個人、法人を問わず、汚職防止法が適用される。改正により、「ラオスにおいて汚職行為または汚職に関係している個人、法人または団体」という文言が追記され、「法人」も汚職防止法の適用の範囲であることが明記された。

<汚職防止法の適用の範囲（汚職防止法第8条）>

上記、定義により、改正後も同様に、民間企業の役職員および民間企業に関する贈収賄（商業賄賂）も含まれると解釈される。

### 3. 汚職防止法が規定する罰則規定

改正前においては、罰則規定は刑法および汚職防止法の双方に規定されていた。

汚職防止法には、建設に関する技術基準、設計基準、計算基準その他の基準に関する詐欺・偽造行為、入札またはコンセッションにおける不正行為、ならびに個人的便益を目的とした秘密情報の開示に関する罰則が定められており、これら以外の犯罪行為については刑法に基づき処罰されていた。

その後、2017年に刑法典が制定され、2005年11月9日付「刑法（No.12）」はこれに置き換えられた。

この結果、改正後は、刑事責任に関する罰則規定は刑法ではなく刑法典に従うことが汚職防止法に明確に規定されるに至った。改正後の汚職防止法が規定する罰則規定は以下のとおり。

<改正前>	<改正後>
国家公務員、企業の職員（ラオス人・外国人）、外国人の職員（その国の代表として、ラオスで任務に就いている公務員）、国際機関の代表として職務を任命されてラオスで働く職員	国家公務員、企業の職員（ラオス人・外国人）、外国人の職員（その国の代表として、ラオスで任務に就いている公務員）、国際機関の代表として職務を任命されてラオスで働く職員、ラオスにおいて汚職行為または汚職に関係している個人、法人または団体

(1) 職員に対する罰金（汚職防止法第91条）

汚職防止法で規定する職員が汚職防止法第 11 条で規定する不正行為をした場合、刑法典に基づく自由剥奪刑等のほかに、自身が生じさせた損害額の 10%を罰金として科することが新たに規定され、損害賠償のほかに、罰金も科せられるため、罰則が厳しくなったと言える。

(2) 民事罰 (汚職防止法第 92 条)

汚職防止法で規定する職員が汚職防止法第 11 条で規定する不正行為をした場合、刑法典に基づく刑事責任のほか、民事責任として損害賠償責任および不正行為で得た財産の国による没収または社会、所有権者、持ち主へ返還するという内容は、改正前と変わらない。

(3) 刑事罰 (汚職防止法第 93 条)

一般企業、国際機関、外国人公務員等に対する罰則規定が、新たに規定された。

<刑事罰 (汚職防止法第 93 条)>

<改正前>	<改正後>
<p>汚職防止法で規定する職員が汚職防止法第 11 条で規定する不正行為をし、損害額が 500 万キープを超える場合、法律に基づく刑事責任を科す。</p> <p>国家または共同財産の横領、国家または共同財産の詐取、贈賄、収賄、国家、共同または個人財産を取得目的で職位、権限、任務の濫用、国家または共同財産の悪用、国家、共同または個人財産を取得目的で職位、権限、書類の偽造または偽造書類の使用、文書類の差し控えまたは</p>	<p>汚職防止法で規定する職員が汚職防止法第 11 条で規定する不正行為をした場合、刑法典に基づく刑事責任を科す。</p> <p>法人に対しては、企業登録書を永久的または一時的にはく奪する。</p> <p>外国籍公務員、国際機関代表者および職員に対しては、ラオス法に基づく起訴およびラオス国内から追放および再入国を禁止する。</p> <p>国際機関に対しては、活動許可書の永久的または一時的にはく奪する。</p>

遅延に対しては、刑法に基づく罰を科す。	
---------------------	--

#### 4. 刑法典に基づく罰則規定

上記で述べたように、汚職防止法の罰則規定は刑法に代わり刑法典に従うことになるので、その一部をご参考までにご紹介する。刑法典第 355 条から第 366 条に、刑法典で規定する「職員<sup>2</sup>」による汚職行為に対する罰則が規定されている。例えば、贈収賄や入札等に係る不正行為については、以下のとおり。

贈収賄：

- (1) 損害額に応じて、1 年（約 14 万円以下）から終身（約 1400 万円以上）までの自由剥奪刑
- (2) 損害額の 1% の罰金

入札・コンセッション不正行為：

- (1) 損害額に応じて、1 年（約 3 万 5000 円）から終身（約 1400 万円）までの自由剥奪刑
- (2) 損害額の 1 % の罰金

また、刑法典第 369 条「（特定の個人による）職員への贈賄および贈賄斡旋行為」に関しては、以下のとおり、罰則が定められており、「特定の個人」の中に法人も含まれる<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> 刑法典第 354 条：指導者の地位にある公務員、幹部公務員、専門公務員、企業の職員、国家公務員、軍人、警察、村長および公的に任命された者そして外国の職員、国際機関の職員

<sup>3</sup> 刑法典第 3 条 4 項：刑法典第 2 編、第 1 章から第 11 章に定められている「特定の個人」とは、個人および法人が含まれる犯罪人を意味する。（第 369 条は、第 2 編第 10 章にあたる）

- (1) 6 か月から 2 年の自由剥奪刑および賄賂の金銭額または贈賄額に同等額の罰金
- (2) 賄賂が多額である場合、3 年から 5 年の自由剥奪刑および賄賂の金銭額または贈賄額の 2 倍の罰金。
- (3) 収賄および贈賄の斡旋人に対し、6 か月から 2 年の自由剥奪刑および賄賂の金銭額または贈賄額に同等額の罰金

## 第4章 工業団地について

### 1. 背景

現在、ラオスには12の経済特別区（以下、「SEZ」）が設けられている。その中で「工業団地」という名称が付いているのは、「Vientiane Industry and Trade Area（VITA Park）」である。VITA Parkは、ビエンチャン市中心部から約22kmの場所に位置しており、台湾の民間企業が70%、ラオス商工業省が30%を出資している。現在、複数の日系企業がこの団地内で工場を操業している。

2025年6月6日、ラオス政府は「工業団地に関する首相令（No.33）（以下、「首相令」）」を発行し、同年7月23日から施行された。この首相令では、工業団地は30ヘクタール以上の面積を有することが要件とされており（首相令第8条）、既存のSEZの中に工業団地を開発することも認められている（首相令第7条）。その場合には、投資奨励法およびSEZに関する法令が準用される。

首相令に基づき、工業団地で奨励される事業分野と、工業団地において、事業を行う投資家に対する税制上の優遇措置（以下「税制恩典」）について解説する。

### 2. 工業団地における奨励事業について

工業団地では、特別奨励事業と一般奨励事業の2種類が規定されている。

特別奨励事業は以下の6分野で、詳細は商工業省が別途定めることになっている（首相令第34条）。

<特別奨励事業について>

No	事業内容
1	食品加工業および農産品加工
2	化学肥料、有機肥料、動物用飼料の製造
3	機械、乗り物、パーツ、部品（農業用機器も含める）の製造

4	電子機器、通信機器、デジタル製品、発明品、電気機器、ソーラーパネルなどの代替エネルギー関連製品製造
5	鉄鋼製品の製造
6	化学薬品、医薬品、医療機器の製造

一般奨励事業は、上記6分野以外で、投資奨励法やSEZ関連法で奨励事業として規定されている。これらの事業は、投資奨励法やSEZ関連法に基づき関税や税金に関する税制特典が与えられる（首相令第35条）。

### 3. 特別奨励事業における税制特典について

特別奨励事業では、以下の項目で税制上の優遇措置を受けることができる（首相令第36条）。なお、詳細については別途規定するとあるが、現時点では当該法令は確認できていない。

- 1) 国内販売用の製造・加工に必要な原料、機器、部品を海外から輸入する場合の関税免除（輸入代替目的）
- 2) 海外輸出用製品の製造・組立・加工に使用する原料、機器、部品を一時輸入する場合の関税免除
- 3) 「商品リストおよび輸出関税率に関する首相令」で課税対象とされる製品の輸出関税の減税
- 4) 海外輸出用または国内販売用の製造・加工・組立に使用する、国内で製造できない原料・鉱物・部品の輸入にかかる付加価値税の減税
- 5) 工業団地内で複合加工により製造された製品の付加価値税の減税
- 6) 工業団地内の複合加工工程で発生する尾鉱や結晶の処理費用の軽減
- 7) 首相令に定める特別奨励事業および投資奨励法に定める奨励事業の法人税の減免
- 8) 工業団地所在エリアに応じた労働者給与所得税の減税

#### 4. その他の優遇措置

上記税制恩典以外に投資家は、以下の優遇措置を受けることができる。

##### (1) 土地使用权のリース

投資家は、工業団地の開発者から土地使用权をリースすることができる。リース期間中は、工業団地管理事務所の承認を得ることで、他の投資家にまた貸し・譲渡・贈与・担保設定が可能（首相令第 37 条）。

##### (2) 原料や機器の保管

工業団地内に輸入した原料や機器は、自社工場の倉庫または税関倉庫に最長 3 年間保管できる。ただし、製造・組立・加工・梱包・修理などが完了した後は、製品を国外へ輸出する必要がある（首相令第 38 条）。

## 第5章 医薬品法の改正について

### 1. 背景

ラオスにおいて、これまで医薬品および医療機器に関して発行された主な法令は、以下のとおり。

- 2011年12月21日付「医薬品および医療機器法（No.07）」（以下「医薬品法」）
- 2017年8月25日付「医薬品および医療製品会社の事業設立に関する規則（No.1820）」
- 2023年7月11日付「医療器具の登録と登記に関する保健省大臣合意（No1470）」

（詳細はジェトロホームページを参照されたい）

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/trade\\_05.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/trade_05.html)

- 2025年4月2日付「医薬品の登録に関する保健省大臣合意（No.0622）」

（詳細はジェトロホームページを参照されたい）

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/trade\\_05.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/trade_05.html)

2011年に発行された医薬品法が14年ぶりに改正され、2025年6月25日付で改正法が発布された。その後、2025年10月30日に官報に掲載され、遡及して2025年8月25日から施行されている。

以下では、医薬品および医療機器に関連する「事業許可」に関する主な改正点について解説する。

### 2. 医薬品および医療機器に関連する事業の種類

改正前の医薬品法では、医薬品および医療機器に関連する事業の種類は明確に分類されていなかったが、改正後は、医薬品法第82条において、以下の7種類に区分されている。

#### ①製造

- ②加工
- ③輸出入
- ④販売
- ⑤試験、実験
- ⑥保管
- ⑦その他、医薬品医療機器に関する事業

### 3. 医薬品および医療機器関連事業の事業許可および要件について

#### (1) 事業許可について

医薬品法第 82 条に定められた 7 つの事業を行うためには、まず商工業省（または商工業局）において企業登録を行い、企業登録書（Enterprise Registration Certificate）を取得する必要がある。そのうえで、保健省の管轄部署に対して、保健省が指定する申請書類に基づき申請を行い、「事業許可証（Business Operation License）」を別途取得しなければならない（医薬品法第 83 条）。

なお、販売事業について商工業省国内貿易局にヒアリングを行ったところ、医薬品や医療機器は専門的な知識を要する商品であることから、「国内で販売してよいかどうかの判断は保健省に委ねる」という省内方針が存在するとの説明があった。

また、同局からの説明によれば、現状では、医薬品および医療機器の国内販売については、例外的に商工業省国内貿易局から「卸・小売事業許可証」を取得しなくてもよい取扱いとなっている。但し、法令上、明文で規定されているわけではなく、今後運用が変更される可能性はある。

#### (2) 事業許可証を取得するための要件（医薬品法第 84 条）

医薬品および医療機器関連の事業許可証を取得するための要件について、改正前後で以下の点が見直されている。

- 改正前は、企業登録書の取得は事業許可証の要件として明示されていなかったが、改正により、「企業登録書を取得していること」が要件として追加された。
- また、改正前は「経験年数が5年以上の専門家を配置すること」が義務付けられていたが、改正後は年数要件が削除され、「医薬品および医療機器分野において、十分な経験と知識を有する専門家を配置すること」とされた。

#### 4. 事業許可証の取得、停止、はく奪について

改正法においては、事業許可証の発行に要する日数、事業が停止される場合、および事業許可証のはく奪される場合について、新たに規定が設けられた。

##### (1) 事業許可証の申請と発行（医薬品法第85条）

事業者が保健省の規定する必要書類を提出後、保健省は15日以内に事業許可証を発行する。事業許可証の有効期限については、事業の種類ごとに、その具体的な期限は事業許可証に記載されている。

##### (2) 事業の停止について（医薬品法第86条）

以下の場合、事業は停止となる。

- 事業者が自ら事業の停止を要請した場合
- 許可を得た事業内容とは異なる事業を実施した場合
- 法律や規則に違反し、健康、環境、社会経済に対して軽微な損害を与えた場合

また、事業者が保健省からの勧告に対して改善措置や是正措置を講じない場合、保健省は事業の停止を命じることができる。

##### (3) 事業許可書のはく奪について（医薬品法第87条）

以下の場合、事業許可証ははく奪される。

- 事業停止命令に従わなかった場合
- 法律や規則に違反し、健康、生命、環境、社会経済に対して多大な損害を与えた場合

保健省は事業許可証をはく奪した場合、はく奪日から 5 営業日以内に、商工業省（局）および関係省庁に対して通知を行う義務がある。

## 5. 事業者の責務について

事業者の責務については、医薬品法第 92 条および第 93 条に新たに規定が設けられた。

主な内容は以下のとおり。

- 事業者は、高い倫理観を持ち、関係法令を遵守する義務を負うこと。
- 品質、有効性、安全性に問題が生じた場合には、情報提供、自主回収、廃棄等の適切な措置を講じる必要があること。
- 事業者は、医薬品および医療機器に関連する業界団体・協会に加入する義務があること。

なお、伝統的医薬品を含むすべての薬剤について、オンラインでの販売は禁止されている（医薬品法第 94 条）。

## 第6章 家庭内労働者について

### 1. 背景

ラオスでは家政婦などの「家庭内（家事）労働者」も労働法の適用対象とされている（労働法第6条）。ただし、家庭内労働者については「別途規定に基づき、家主と労働者との契約で実施する」とされており、その詳細規定は長らく未発行だった。

2022年11月2日付で労働社会福祉省が「家庭内労働者の管理に関する合意（No. 4369）」（以下「合意」）を制定し、2025年8月11日に官報で公布・施行された。

本合意を踏まえ、日本企業においては、会社として直接雇用していない場合であっても、駐在員等が個人として運転手や家政婦等の家庭内労働者を雇用しているケースが多いことに留意する必要がある。実務上、労働契約書が未作成であったり、所得税や社会保障基金の拠出について明確な対応がなされていない事例も見受けられるが、本合意の施行により、使用者（家主）には新たな義務が課されることとなる。

このため、日本企業としては、当該リスクを認識した上で、従業員に対して本合意の内容を周知し、適切な対応を徹底させることが望ましい。

以下、この合意の概要を簡単に解説する。

### 2. 家庭内労働者の定義

合意第3条では、家庭内労働者を次のように定義する。

「契約に基づき、他人の家庭で労働の対価として給与を得て働く者」

具体例：家政婦、庭師、運転手、警備員、料理人、家畜の世話人、ベビーシッター、高齢者や病人・障がい者の介助人など。

さらに、家庭内労働者は、住み込み型と通勤型に分類される（合意第5条から第7条）。

また、合意が対象としている家庭内労働者は、以下を条件とする（合意第8条）。

- ①ラオス国籍であること

- ②履歴、経歴が明確であること
- ③学歴を問わないこと
- ④15歳以上であること
- ⑤正式な身分証明証（ファミリーブック、IDカード、住所証明書）を保有していること

### 3. 家庭内労働者の労働条件について

#### (1) 勤務時間（合意第10条）

仕事の内容に応じて、使用者と労働者の合意のもと、柔軟に設定可能である。但し、労働法と同様、1日8時間または週48時間を超えることはできない。

#### (2) 勤務日および休日（合意第10条）

双方の合意に基づき、週休日、祝日、有給休暇、慶弔休暇等を決定可能。

#### (3) 給与の支払い（合意第11条）

使用者は労働者の技能、経験等を考慮して、政府が定める最低賃金を下回らない額の給料または賃金を支給する必要がある。

支払い方法は、銀行送金、現金など双方が合意した方法とするが、少なくとも月に1回は給与を支払う義務がある。

#### (4) 給与からの天引きまたは控除（合意第12条）

以下の項目については、給与から天引きまたは控除することができる。

- ①所得税および社会保障料
- ②給与または賃金の前払いの返済
- ③労働者の過失による使用者に対する損害賠償費用
- ④その他、法令に規定される費用

上記②および③については、労働法と同様、1回に控除できる額は、1か月の給与または賃金の額の最大20%をまでとし、控除する前に労働者への告知と合意が必要となる。

#### (5) 労働安全 (合意第13条)

使用者は、業務に必要な機器や防具を労働者に提供し、安全確保に努める義務がある。また、必要な情報提供を行い、各政府機関が提供する研修等を受けさせる義務もある。さらに、労働者は、少なくとも年に1回、健康診断を使用者負担で受ける権利がある。

#### (6) 国の社会保障基金への加入 (合意第14条)

使用者は労働者に国の社会保障基金へ加入させる義務がある。加入しない場合、業務が原因で労働者が負傷したり病気になったりした場合 (労働災害)、使用者が治療費や入院費を含めた費用を全額負担する必要がある (合意第15条)。

### 4. 使用者と家庭内労働者間の契約について

#### (1) 労働契約書 (合意第17条、18条)

労働契約は、原則、書面で締結する必要がある。但し、雇用期間が1か月未満の場合は、例外的に、口頭でも認められる。契約形態は、有期、無期いずれも可能。

労働契約書に含めるべき項目は以下のとおり。

1	使用者と労働者の氏名
2	勤務地の住所および電話番号
3	契約期間、開始日、終了日
4	労働者の仕事の内容、責務
5	使用者の責務

6	給料の額、支給方法、支払日
7	勤務日/時間、休憩時間、休日
8	福利厚生（食事、飲料水、休息所の提供）
9	業務上の規則
10	契約の解除に関する規定、事前通知期間など

## （２）労働契約の解除（合意第 19 条）

労働契約を解除する場合、少なくとも 30 日前までに、契約当事者の一方へ文書で通知する必要がある。労働者が、読み書きができない場合は、口頭で使用者に伝えることも可能。労働契約解除時の経済的補償金の支払いについては、双方の合意に基づき、労働契約の中で自由に規定することができる。但し、労働法の規定に従い、不当な解雇の場合は、使用者は労働者に次の計算式で算出される経済的補償金を支払う必要がある（計算式：最終給与総額×15%×勤務月数）。

労働法と同様に、次に掲げる使用者による労働契約の解除は、不当な解雇とみなされる。

- ①十分な理由がない場合
- ②限度を超えた権限の行使、直接的または間接的な強制、暴力、性的暴力、または労働者の基本的権利の侵害により、業務の遂行を継続できない場合
- ③労働者から改善を求めたが、使用者が解決または改善せず、放置したため、労働者が職務を離れなければならなくなった場合

## 5. 禁止事項

（１）使用者の労働者に対する禁止事項は以下のとおり（合意第 25 条）。

- ①労働者の身分証明証、パスポートなどの所有物を使用者が徴収すること

②労働者に担保（現金、資産）を求めること

③使用者の借金返済のために働かせること等

（2）労働者の使用者に対する禁止事項は以下のとおり（合意第 26 条）。

①使用者の個人情報や秘密を他人へ漏らすこと

②使用者の許可を得ずに他人を仕事場へ出入りさせること等

## 第7章 外貨の使用について

### 1. 背景

2022年10月より「改正外国為替管理法（以下、「外為法」）」が施行され、（詳細はラオス投資ガイドブック 2023年2月第8章を参照のこと）、2023年7月に「外貨管理の実施に関する首相命令（No10）（以下、「首相命令」）（詳細はラオス投資ガイドブック 2024年2月第9章を参照のこと）」を発行し、ラオス国内の外貨の使用について規制を強化してきました。今回、ラオス中央銀行（以下「中銀」）は、上記法令に基づき、ラオス国内の商品やサービスの支払いや価格表示等は、原則キープでなければならないことを強調しつつも、外貨を使用することができる対象、外貨の使用が可能な項目等を明確にするために、2025年1月3日付で「ラオスにおける外貨の使用に関する合意（No11）（以下、「合意」）」を発行した。

### 2. 外貨の使用について

#### （1）定義

合意第2条において「外貨の使用」を次のように定義している。

商品やサービスの価格体系を外貨で設定することも含めて、商品・サービス料金等を外貨で設定、表示、広告および外貨で商品・サービス料等の支払い/受け取りをすること

ラオスにおいて外貨を使用する場合は、合意第5条に基づき①価格の設定、表示、広告、②支払い/受け取り、③価格体系の設定 の3つの観点から整理される。各観点について、説明する。

#### （2）外貨での価格の設定、表示、広告について

外貨の使用を許可された場合、価格の設定、表示、広告は、キープが主要通貨であり、外貨は副次的な通貨とする（合意第6条）。外貨の使用を許可されていない場合は、価格の設定、表示、広告はキープのみとする。

#### （3）外貨での支払い/受け取り

ラオス国内の個人、法人、組織が、外貨の使用を許可されたものと取引を行う場合、使用通貨はキープを原則とし、以下の条件のいずれか（またはすべて）に該当する料金の支払い/受け取りは、外貨で行うことが可能（合意第7条）。

- ①国境や国際空港の出国側に所在する会社の商品・サービス料金
- ②外貨で収入を得ている輸出業者へ提供する商品・サービス料金（Global Supply Chain）
- ③ラオスへの出入国時の査証代、手数料、サービス料などの政府への支払い
- ④海外への商品輸送代および旅客輸送代
- ⑤国境および国際空港における商品の輸出入用の倉庫代
- ⑥ドライポートでのサービス料、例えば、倉庫代、積み替え代、輸送代、コンテナ洗浄代、運送車両修理代、コンテナ代、包装代、殺菌代
- ⑦商業銀行との外貨取引事業に関連する手数料、サービス料および利息
- ⑧海外との保険料、例えば、海外旅行保険、海外プロジェクト保険、運送保険および再保険(Reinsurance)
- ⑨ホテル代、海外旅行代金
- ⑩カジノ事業にかかるサービス料
- ⑪商品またはサービスの輸出事業者の政府への支払いおよびコンセッション料金の政府への支払い
- ⑫金融・通貨政策の実行
- ⑬無償資金供与
- ⑭国際的な公開入札におけるプロジェクトの入札価格
- ⑮その他ラオス中央銀行が承認する代金

#### (4) 価格体系の設定

海外から輸入しない商品やサービスについては、価格体系の設定はキープのみとする。外貨で設定する場合は、上記2. (2)を順守する必要がある(合意第8条)。

### 3. 外貨を使用することができる対象

外貨を使用できる対象は、外貨の使用許可を得なくても使用可能な対象と使用許可を取得する必要がある対象とに区別される。

#### (1) 外貨使用の許可について

上記 2. (3)に記載の外貨での支払い/受け取りが可能な事項に関連する政府関連機関、国営企業、大使館、領事館、商業銀行は、外貨使用の許可を取得する必要はないと規定されている。他方、民間企業は、2. (3)に関連している事業であっても、原則、外貨使用の許可を取得する必要がある。例外として、2. (3)の⑨ホテル代、海外旅行代金の場合、ホテル、リゾート、ゲストハウス事業者は、外貨使用の許可を取得しないでも、外貨で宿泊代を表示したり、ウェブサイト上において外国語表記で宿泊代を外貨で宣伝することが可能となっている。また、海外から支払われる宿泊代は、電子決済等で行い、ラオス国内の商業銀行の口座に送金することが可能である(合意第10条)。

#### (2) 外貨の使用許可の取得方法

事業を行っている地域にある、中銀および各地域の中銀支部の外貨管理局に対して、合意第14条で規定する必要書類を揃えて提出する。書類は、外貨を使用する必要性を記載したレターを含め、企業登録書、事業許可証、納税証明書、キープおよび外貨での収支計画表等が必要となる。中銀は、必要な書類を受理後、10営業日以内に、外貨使用許可証を発行する。申請者は、この許可証を発行後10営業日以内に、受け取りに来なければ、無効となる(合意第15条)。許可証の有効期間は1年間で、期限が満期となる30日前に更新手続きをする必要ある(合意第16条)。

#### 4. 罰則規定

外貨の使用を許可された対象が、合意に違反した場合、違反の程度が軽い場合および初回の場合は、文書による勧告がなされる（合意第 23 条）。

行政罰としては、指導後も改善が見られず、継続して違反した場合、違反額を明示できない場合または違反額が 100,000,000 キープ（約 70 万円）以下の場合、10,000,000 キープ（約 7 万円）から 20,000,000 キープ（約 14 万円）の過料が科せられる。

指導後も改善が見られず、継続して違反した場合、違反額が 100,000,000 キープ以上または同等の額の場合、違反額の 5% または 20,000,000 キープ以上の過料が科せられる。

初回の違反で違反金額が 100,000,000 キープ以上または同等の額の場合、違反額の 3% の罰金とするが、その額は、15,000,000 キープ（約 10 万円）以上とする（合意第 24 条）。

上記行政罰を 2 回課せられ、それでも改善が見られない場合は、中銀により、外貨使用許可証のはく奪または更新の権利を失い、同時に新聞等のマスメディアに対して公示される（合意第 25 条）。

## 第8章 外貨預金について

### 1. 背景

ラオス中央銀行（以下、「中銀」）は、企業だけではなく、個人の外貨預金口座に関しても規制を強化するために、2025年2月19日付で「ラオスにおける外貨預金管理における中央銀行総裁合意（No155）（以下、「合意」）」を発行した。但し、企業の輸出入専用口座および投資関連口座については、合意は適用外としている。

なお、合意は、2019年5月30日付「ラオスにおける預金口座の開設、送金および現金の持込み/持出しに関する中銀総裁の合意（No454）（以下、「2019年合意」）」の「外貨預金口座の開設および使用」に関する規定のみ取って代わるもので、発行日の2月19日から数えて45日後（4月5日）に施行されている。

しかしながら、その2か月後に合意第10条の送金(振込)に関して、より現実的な送金上限額へと規制を緩和することになり、2025年4月3日付で改めて第10条のみを改正した合意（以下、「改正合意」）が発行された。

### 2. 外貨預金口座の開設について

#### （1）個人の外貨預金口座開設について

ラオス居住者、非居住者問わず、ラオスの商業銀行において、外貨の預金口座を開設することは可能であり、2019年合意から特段改正はない。しかしながら、開設条件として、「(ラオスにおいて)外貨を保有している人または/および外貨での収入源がある人」と規定している（合意第5条）。従って、例えば、ラオス非居住者が、現金を海外から持ってきた場合、その現金の入手元が不明な場合（ラオスではない場合）、または、多額の現金の場合、ラオスの税関が発行する現金輸入証明書を取得していない場合など、商業銀行で口座を開設することを拒否される可能性もあるため、留意する必要がある。

#### （2）外貨預金口座開設に必要な書類

口座開設に必要な書類は、2019年合意から変更はないが、居住者の場合は、パスポートおよびラオスで就労している人は、雇用契約書等の提出が必要となる。但し、非居住者も同じ書類が必要であると規定しており（合意第6条2項）、非居住者で就労していない場合、パスポートのみで銀行口座が開設できるか否かは、各銀行の内部規定に従うことになるため、事前の情報収集が必要となる。

### 3. 外貨の引き出しおよび送金

#### (1) 外貨の引出し

ラオス国内の商業銀行に預けた外貨の引き出しは、口座のある銀行の窓口のみとなる（合意第9条）。ATMからは外貨は引き出すことができない。また、外貨引出しにおける条件、手数料等に関しては各商業銀行が決定することが可能となっている。

#### (2) 外貨の送金・振込（改正合意第10条）

個人、法人を問わず、名義人が異なる外貨口座間の取引は、以下の表のとおり、1日あたりの送金額に対して上限が設定されている。

口座名義	口座種類	改正後
同じ名義人の外貨口座間	個人/法人	各商業銀行の定める手数料を支払い、額に制限なく送金することが可能
名義人が異なる外貨口座間	個人/法人	送金元の商業銀行の手数料は取引額の <b>0.3%</b> とする。但し、1米ドル（または相当額）以上 <b>30米ドル</b> （または相当額）未満とし、下記の条件を前提とします。
	個人口座	・1日あたり <b>10,000米ドル</b> （または相当額） <b>未満</b> の送金の場合は、送金目的を明示すること

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたり <b>10,000 米ドル（または相当額）</b>以上の送金の場合は、送金目的を明示し、関係書類を別添すること</li> </ul>
	法人口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたり <b>100,000 米ドル（または相当額）未満</b>の送金の場合、目的を明示すること</li> <li>・ 1日あたり <b>100,000 米ドル（または相当額）以上</b>の送金の場合は、送金目的を明示し、関係書類を別添すること</li> </ul>

#### 4. 罰則規定(合意第 19 条)

##### (1) 個人、法人に対する罰則規定

個人、法人等が合意に違反した場合、違反の程度が軽い場合および初回の場合は、文書による勧告がなされる。

警告後も、継続して違反した場合、違反額を明示できない場合または違反額が 100,000,000 キープ（約 70 万円）以下の場合、10,000,000 キープ（約 7 万円）から 20,000,000 キープ（約 14 万円）の過料が科せられる。

違反額が 100,000,000 キープ以上の場合、違反額の 10%の過料が科せられる。但し、過料は 20,000,000 キープ以上とする。

各違反を繰り返す場合、直近の過料額の 2 倍の過料が科せられる。

##### (2) 商業銀行に対する罰則規定

商業銀行が合意に違反した場合は、違反の程度が軽い場合および初回の場合は、文書による勧告がなされ、同時に 5 営業日以内に改善が求められる。期日を過ぎても改善が認められない場合、改善できない場合または違反を繰り返す場合、1 日当たり 20,000,000 キープの過料が科せられ、同時に新聞等のマスメディアに対して公示される。

## 第9章 職業あっせん業について

### 1. 背景

職業あっせん事業については、2010年1月12日付「職業紹介事業にかかる会社設立および管理に関する労働社会福祉大臣合意（No.043）」（以下「旧合意」）において、同事業を行う会社設立の条件として「ラオス国籍者、または外国人の場合はラオス人との共同出資であること（旧合意第14条）」と規定されていた。

その後、2023年に「職業紹介法」が制定され、さらに、労働社会福祉省は2022年3月25日付で旧合意に代わる「職業あっせんサービス事業者の管理に関する労働社会福祉大臣合意（No.1050）」（以下「新合意」）を2025年8月11日に官報で公布し、施行されている。

旧合意では外国人の参入も一定の条件下で可能と解釈されていたが、新合意では「共同出資」の条件が削除され、結果として外資参入は難しくなったといえる。

もともと、職業あっせん事業は旧合意以前から「ラオス国籍者に保全される事業リスト」に含まれていた。そのため、もともと外資参入は認められない事業と解釈されており、新合意によってこの点の矛盾が整理されたともいえる。

以下、旧合意からの改正点を中心に解説する。

### 2. 政府の方針について

旧合意では、政府は「ラオス国籍の個人、法人、またはラオス国籍と共同出資する外国法人」に対して職業あっせん事業を奨励する（旧合意第3条）とされていた。

一方、新合意では「外国法人との共同出資」の文言が削除され、「ラオス国籍の個人および法人」のみが対象とされている（新合意第4条）。

外資参入を直接的に禁止する規定はないものの、政府は職業あっせん事業に関して外資を積極的には受け入れていないと解釈できる。

### 3. 職業あっせん事業許可証の取得要件について

#### (1) 事業許可証の取得要件について

旧合意と新合意の違いは以下のとおりである。大きな変更点は、外国法人が対象から削除された点である。

	新合意	旧合意
1	ラオス国籍であること	ラオス国籍またはラオス国籍と共同出資する外国籍であること
2	マネージング・ダイレクターが25歳以上であること	同左
3	マネージング・ダイレクターが高等専門学校を卒業していること	高校を卒業していること
4	マネージング・ダイレクターが健康であること	同左
5	マネージング・ダイレクターに犯罪歴がないこと	同左
6	登録資本金および保証金が準備できること	同左
7	自身（マネージング・ダイレクター）が事業許可証の取得申請をすること	同左
8	破産していないこと	同左

9	事業経験があることおよび事業に必要な人材がそろっていること	同左
10	詳細な雇用計画と事業計画があること	－
11	労働社会福祉省から職業あっせん事業の試用事業許可を得ている法人は、優遇する	－

## (2) 事業許可証の有効期限

旧合意では有効期限は2年だったが、新合意では3年に延長された。

また、許可証の名称も「職業あっせんサービス会社設立許可証」から「職業あっせん業活動許可証」へ変更されている（新合意第16条）。

## 4. 登録資本金および保証金について

登録資本金と保証金の額は変更されていない。保証金は労働社会福祉省の銀行口座に米ドル建てで振り込むが、実際に利用する際はラオスキープで引き出される（新合意第14条）。

業種	資本金/回転資金	保証金
国内職業あっせん業	2億キープ以上 (約9,200USD)	2,000USD以上
国内および国外職業あっせん業	20億キープ (約92,000USD)	20,000USD以上

## 5. 職業あっせん業試用許可

ラオス国籍の法人は、本格的に事業を行う前に試験的にサービスを提供するための「試用許可証」を取得できる（新合意第 19 条）。

試用期間は原則 1 年。更新可能ですが最長 3 年まで（新合意第 22 条）。

申請に必要な書類は、以下のとおり（新合意第 21 条）。

- (1) 職業あっせん業試用申請書
- (2) 企業登録書および納税証明書の写し
- (3) FS および事業計画書
- (4) 銀行残高証明証
- (5) マネージング・ダイレクターの無犯罪証明証

## 6. サービス料について（新合意第 36 条）

国外職業あっせん業：雇用契約に基づき、雇用者から労働者の月給の 3% を毎月徴収（旧合意の 5% から引き下げ）。

国内職業あっせん業：労働者の初回給与の 50%（初回のみ）を雇用者から徴収（旧合意から変更なし）。

## 第 10 章 デジタル技術分野の事業について

### 1. 背景

ラオスにおいてこれまで発行されたデジタル技術に関する主な法令は、以下のとおり。

- (1) 2016 年 11 月 16 日付：「情報通信技術 (ICT) 機器の輸入および流通に関する合意 (No3210)」
- (2) 2016 年 3 月 18 日付：「インターネット情報センター活動の事業許可証に関する合意 (No590)」
- (3) 2017 年 1 月 20 日付：「ソフトウェアおよびインターネット情報センター事業の運営に関する合意 (No143)」
- (4) 2017 年 2 月 10 日付：「ICT コンサルティングおよび研修事業の運営に関する合意 (No295)」
- (5) 2017 年 7 月 10 日付：「ICT の設置および修理サービス業に関する合意 (No2234)」

今回、科学技術省はこれらの合意を一つにまとめた「デジタル技術分野の事業に関する合意 (No3643) (以下、合意)」を 2025 年 9 月 29 日付で発行した。デジタル技術分野の事業における事業許可証の取得条件を中心に解説する。

### 2. デジタル技術関連事業について

デジタル技術関連事業とは、電子情報サービス、データベース管理、ハードウェアおよびソフトウェアサービス、通信ネットワークを通じた情報の保存および交換など、デジタル技術、情報通信技術に関するサービスを提供する活動をさす (合意第 2 条)。

具体的には、以下の 14 の事業が含まれる (合意第 5 条)。

- (1) データセンター
- (2) クラウドサービス・プロバイダー

- (3) ブロックチェーン
- (4) ビッグデータ
- (5) 人工知能 (A I)
- (6) デジタル・コンテンツ
- (7) デジタル技術機器の輸入サービス
- (8) デジタル技術機器の販売
- (9) ソフトウェア開発サービス
- (10) デジタル技術の安全性に関する事業
- (11) デジタル技術に関するコンサルタント事業
- (12) デジタル技術に関する研修サービス事業
- (13) デジタル技術分野の設置および修理事業
- (14) その他のデジタル技術に関連する事業 (OTT や IOT など)

### 3. デジタル技術分野の事業許可および要件について

#### (1) 事業許可について

合意第5条に記載された14の事業を行うためには技術通信省デジタル技術局または首都ビエンチャン/県レベルの技術通信課から許可を得る必要がある(合意第28条)。

#### (2) 事業許可書 (Business Operation License) を取得するための要件 (合意第29条)

デジタル技術分野の事業許可証を取得するための要件は以下のとおり。

- ① 事業主または株主は、経歴が明確であり、許可申請期間中、法律およびその他の関連規制に基づく起訴または訴追を受けていないこと
- ② ラオスの法律に基づき、資産差し押さえ、破産手続き、または裁判所による破産宣告を受けていないこと
- ③ 会社法および関連法律に規定される事業規模に見合った登録資本金を有していること
- ④ 提供するサービスや事業内容に関連する知識・技能・経験を持った人員がいること

- ⑤ ラオス国内に事務所を有し、業務を遂行するために十分な保管スペース、輸送車両、設備を備え、事業規模に適合していること
- ⑥ 明確かつ実現可能な事業計画を有していること
- ⑦ 本合意第 30 条に規定されている事業許可申請に必要な書類が完全に揃っていること
- ⑧ 法令遵守のため、事業者は技術通信省による定期的な監視を受けること。監視にかかる旅費・宿泊費・食費などの費用は事業者が負担すること
- ⑨ 技術通信省が定めるその他の条件を遵守すること

### (3) 特別な条件が必要なデジタル技術事業について

以下の、5つの事業については、上記の条件以外に追加の条件が規定されている（合意第 29 条）。

#### ビッグデータ事業

- ・ 関連機関から投資の許可を取得する必要がある。

#### デジタル・コンテンツ事業

- ・ 収入を得る事業体として、個人も対象となる。
- ・ デジタル技術コンサルティングサービス事業
- ・ 下記の要件をすべて満たす必要がある。
- ・ ICT の技術的側面を十分に理解している専門家がいること
- ・ 国内外の個人・法人・組織に対して、5年以上 ICT コンサルティングサービスを提供した経験（実務経験証明書の保有）があること
- ・ ICT コンサルティングまたは関連分野での経験があり、学士号以上の学位を有する専門家であること
- ・ ICT プロジェクトを提案する場合は、ネットワーク接続図、セキュリティ基準、データベース設計基準などの関連書類を添えて、技術通信部門による審査を受けること

#### デジタル技術研修サービス事業

下記の要件をすべて満たす必要がある。

- ・ 国内外の認定資格を取得した指導者を配置していること
- ・ 研修提供に必要な豊富な経験・知識と関連資格を持つ人材を配置していること
- ・ 研修施設は、学習・教育に適した場所で、十分な照明、換気設備、セキュリティシステムを備えていること
- ・ 効果的な学習・教育のため、最新かつ充実した設備を整えていること
- ・ 研修内容は、教科書や国際的に標準化された教材（紙・電子）を用い、最新の教育手法や内容を取り入れること
- ・ 技術通信部門および関係者による確認・検証を経て、各コースの期間、カリキュラム、授業内容を決定すること
- ・ デジタル技術の設置および修理サービス事業
- ・ 下記の要件をすべて満たす必要がある。
- ・ 設置・修理に使用する工具、機器、部品は、輸入規制に基づく認証を受けており、技術通信部門の技術基準にも適合していること
- ・ 国内外の教育機関、ラオス教育スポーツ省または技術通信部門の承認を受けた企業から発行された専門知識証明書を有する人員がいること
- ・ サービスの種類に応じて、明確な保証契約を文書で締結し、設置・修理サービスを保証すること

#### 4. 事業許可証の取得に必要な書類について

##### (1) 事業許可書に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおり（合意第 30 条）。

- ① 技術通信省が定める申請書
- ② マネージングダイレクター（MD）の顔写真（3 cm×4 cm、3 か月以内に撮影したもの）
- ③ 事務所の住所を示す証明書
- ④ 委任状（MD が自身で申請書を提出しない場合）
- ⑤ MD の履歴書
- ⑥ ID カード/パスポート/ファミリーブックの写し
- ⑦ 実現可能性調査（フィージビリティスタディ）報告書

- ⑧ 経営者および技術者の学歴書または資格取得証明書
- ⑨ 企業登録書(Enterprise Registration Certificate)のコピー
- ⑩ ラオス国内の銀行で開設された法人口座の取引明細書（資金の動きが確認できる書類）
- ⑪ インフラ、ネットワーク、建物賃貸等の事業に関連する契約書
- ⑫ その他必要とされる書類

(2) 事業許可証に発行と有効期間について

これらの必要書類をすべて揃えて技術通信部門に提出すると、原則として 15 営業日以内に事業許可証が発行される。

ただし、以下の場合は別途日数が定められている（合意第 32 条）：

- ・ ブロックチェーン事業およびビックデータ事業：30 営業日以内
- ・ データセンター事業（高性能レベルの場合）：30 営業日以内

デジタル技術分野の事業許可証は、原則、有効期間は 1 年間。

ただし、下記の事業については別途有効期間が定められている（合意第 33 条）：

① ブロックチェーン事業およびビックデータ事業

- ・ 一時許可証：1 年
- ・ 恒久許可証：5 年

② データセンター事業

- ・ 一時許可証：1 年
- ・ 恒久許可証：性能に応じて 3 年～5 年（高性能なものほど有効期間が短い）

## 第 11 章 付加価値税（VAT）法の改定

### 1. 改正付加価値税（VAT）法の概要

国民議会は、2024 年 6 月 28 日付の改正付加価値税法第 60/NA 号（以下「改正 VAT 法」）を正式に公布した。本改正 VAT 法は、2018 年 6 月 20 日付の旧付加価値税法第 48/NA 号、ならびに 2021 年 8 月 7 日付の税務管理法の一部改正第 01 号（同改正 VAT 法第 61 条に言及されている税務管理法改正の第 2 条・第 II 項）に代わるものである。

改正 VAT 法第 61 条に基づき、本法は、ラオス国家主席が公布令を発し、司法省（MOJ）の公式ウェブサイト「Lao Official Gazette」に掲載された後、2025 年 1 月 1 日より施行されると規定された。しかしながら、Lao Official Gazette への掲載は 2025 年 3 月 11 日となった。

このため、実務上は、改正内容が公表される以前に企業がその存在を認識することができなかったことを踏まえ、2025 年 4 月 1 日以降に改正 VAT 法を適用することが認められた。税務当局（以下「TA」）もこの適用時期を認識しており、正式発表に先立つ 2025 年 3 月 27 日開催のオリエンテーションにおいて当該スケジュールを説明した。

本改正の主な目的は、VAT 規定の明確性、透明性および実務上の適用可能性を向上させ、企業および納税者が法令をより正確に理解し、遵守できるようにすることにある。従来、不明確な規定により解釈の相違が生じていたが、本改正 VAT 法はこれらの曖昧さを最小限に抑え、TaxRIS 電子申告・報告システムの導入を通じて、VAT 申告および査定プロセスの詳細化および仕組みの改善を図ることで、より効率的な税務管理の実現を目指したものである。

なお、改正 VAT 法第 60 号は、旧付加価値税法第 48/NA 号を全面的に置き換えるものではない。あくまで、特定の条項について限定的な改正および明確化を行い、法令解釈を実務運用と整合させることを目的としている。

表 付加価値税法第 48/NA 号と付加価値税法第 60/NA 号の主な変更点のサマリー

種類	条文番号	注
変更なし	6, 7, 14, 16, 19, 32, 35, 36, 39, 41, 45, 46, 47, 52, 55, 56, 60	
条文の明確化を目的とした改正 (32 条項)	1, 2, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 18, 20, 21, 22, 25, 26, 29, 33, 34, 37, 38, 40, 42, 43, 44, 48, 49, 50, 51, 57, 58, 61	
重要な改正 (9 条項)	3, 15, 17, 23, 24, 27, 28, 30, 31	<u>詳細は本章のローマ数字 III を参照</u>
新たな条文の追加 (3 条項)	53, 54, 59	<u>詳細は本章のローマ数字 III を参照</u>

付加価値税法第 60/NA 号の重要な改正点は、以下の 9 条項である：

(1) 定義 (第 3 条)

新たな定義の追加 (例：特別経済区 (SEZ)、特定経済区など)

(2) VAT 免除事業 (第 12 条)

輸入、国内供給の物品・サービス部分における一部の活動を除外された (例：輸出向け製造工程の部品として使用される原材料)。また輸出事業が追加された。(例：製造向けに輸出される原材料または半製品)。

(3) VAT 税率 (第 17 条)

- 旧法：国内供給・輸入は 10%、外国への輸出は 0%
- 改正法：特別経済区 (SEZ) 向け輸出にも 0%税率が適用される。

(4) 控除対象仕入税額の条件 (第 23 条)

- 旧法：月次報告の提出、適切な書類、および 3 ヶ月後の返金が認められる。

- 改正法：追加条件を導入し、外国法人からの物品・サービス購入に関する申告には TaxRIS システムの使用を義務付ける。さらに、当該支払いは全て銀行経由で行わなければならない。

(5) 控除対象外の仕入税額 (第 24 条)

- 旧法：免税取引、不正確かつ不完全な仕入税額控除、および事業外経費
- 改正法：申告期限 (3 か月) の追加、外国法人から提供される輸送サービスの消費、水力発電・輸出鉱物に関連する費用に対する取扱い、および固定資産の取得原価として計上できることを明確にした。

(6) VAT 還付の条件 (第 27 条)

- 旧法：輸出業者、合併、分離、事業運営の一時停止を行う場合、および破産を申請した場合が規定されていた。
- 改正法：輸出取引による収益の全額をラオスの銀行を通じて、ラオスに送金することを義務付ける規定が導入された。また、税務調査を受け、税務当局から通知書が発行された場合の VAT 還付請求、外交官・観光客向けの還付、および過払い VAT に関連する事例に適用される規則を定めた。

(7) VAT 還付手続 (第 28 条)

旧法：VAT 還付は月次で処理され、VAT の発生から 3 か月以内に請求する必要があった。

- 改正法：追加規定を導入。追加規定には、税務調査に基づく VAT 還付請求、外交官・観光客向けの還付申請、および過払い VAT 還付申請の手続が含まれる。

(8) VAT 申告の期限 (第 30 条)

- 旧法：翌月 15 日
- 改正法：翌月 20 日まで延長

(9) VAT の納付期限 (第 31 条)

- 旧法：輸入時または翌月 15 日までに支払う
- 改正法：輸入検査場または国内で物品を供給する時点での支払い、もしくは毎月 20 日までに支払う。物品およびサービスの供給から国家予算資金が支出される場合には、その都度 VAT を納付しなければならない。

## 2. 付加価値税法第 48/NA 号と付加価値税法第 60/NA 号の主な変更点

No.	説明	付加価値税法第 48/NA 号 (2018 年 6 月 20 日付) (旧法)	改正付加価値税法第 60/NA 号法 (2024 年 6 月 28 日付)
1	<b>定義</b>	<p>この付加価値税法第 3 条によれば、以下の 16 の定義が含まれる：</p> <p>物品</p> <p>輸出</p> <p>輸入</p> <p>物品の供給</p> <p>供給サービス</p> <p>VAT 納税者 (自己使用分)</p> <p>VAT 納税者 (他者への供給または自己供給の場合) ；</p> <p>物品販売またはサービスの提供に課され、物品購入者またはサービス利用者が支払った VAT (売上 VAT)</p> <p>事業者が輸入または購入した物品・サービスについて支払った VAT (仕入 VAT)</p> <p>申告期間と支払った VAT</p> <p>非居住者</p> <p>医療機関などにより品質認証された“人の血液製品”</p> <p>国境を越えた輸送</p> <p>税務セクション</p>	<p>この改正付加価値税法第 3 条によれば、旧法に加えて、<b>下記の追加定義</b>を含めた、22 の定義が含まれる：</p> <p>サービス</p> <p>VAT クレジット</p> <p>居住者</p> <p>VAT 0%課税</p> <p>特別経済区</p> <p>特定経済区</p>

		<p>税務署</p> <p>税務当局</p>	
2	<b>VAT 免除活動</b>	<p>VAT 法第 12 条に基づき、VAT 免除対象となる事業は、物品およびサービスの輸入および国内供給のみが対象となる。</p>	<p>本改正付加価値税法第 12 条に基づき、VAT 免税対象事業として以下の項目が削除された：</p> <p><i>* 輸入</i></p> <p><u>項目 1.4</u>：輸出向け製造工程にて使用される原材料、鋳物、設備および予備部品；</p> <p><u>項目 1.5</u>：ラオス国内で供給または生産できない設備、ならびに固定資産として計上され、製造工程に直接使用される機械設備および車両。</p> <p><i>* 国内における物品およびサービスの提供</i></p> <p><u>項目 2.3</u>：植林に関連するサービス（森林樹木、産業用樹木、果樹、薬用植物を含む）；</p> <p><u>項目 2.8</u>：輸出向け製造工程で使用される原材料、設備および予備部品。</p> <p>さらに、改正付加価値税法では、輸入、国内供給用の物品・役務、および輸出について、以下の新たな付加価値税免除事業が追加された：</p> <p><i>* 輸入</i></p> <p><u>項目 1.18</u>：国外から輸入され、国内で供給される電力供給サービス</p>

			<p>*国内における物品およびサービスの提供</p> <p>項目 2.20：国内の電力生産者から EDL に対する電力供給；</p> <p>項目 2.21：免税店に供給される商品；</p> <p>項目 2.22：輸出向け製造事業に関連する投資プロジェクトに供給される国内製造品。</p> <p>項目 2.23：ラオス国内で生産される原材料およびその他の設備の供給。</p> <p>*輸出</p> <p>項目 3.1：特別経済区（SEZ）もしくは輸出加工事業のための特定区域に供給される原材料または半製品原材料；</p> <p>項目 3.2：特別経済区（SEZ）および国外への電力供給；</p> <p>第 3.3 項：本条第 2 項に従った商品の輸出。</p>
3	<b>VAT 算定基準</b>	本付加価値税法第 15 条によれば、VAT の算定基準は一般の物品およびサービスのみを対象とする。	一般の物品・サービスに加え、改正付加価値税法第 15 条では、鉱業および水力発電産業に適用される VAT の算定基準について追加規定を設けている。
4	<b>VAT 税率</b>	本付加価値税法第 17 条に基づき、VAT 税率は以下の通り規程される：	本付加価値税法第 17 条に基づき、VAT 税率は以下の通り規程される：

		<p>- ラオス国内における物品の輸入、物品およびサービスの供給に対する <u>10%の税率</u>。</p> <p>- 外国への物品輸出に対する <u>税率 0%</u></p>	<p>- ラオス国内における物品の輸入、物品およびサービスの供給に対する <u>10%の税率</u>。</p> <p>- 外国および<b>特別経済区</b>への物品輸出に対する <u>税率 0%</u>。</p>
5	<p><b>控除対象仕入税額の条件</b></p>	<p>本付加価値税法第 23 条によれば、以下の条件を満たす場合に限り、仕入税額控除が可能である：</p> <p>VAT 制度の下で事業を行う個人、法人または組織は、毎月定期的に VAT を申告し納付する。</p> <p>控除対象となる仕入税額に関する正確かつ完全な裏付け書類、すなわち、請求書、領収書、クレジットノートおよびその他の裏付け書類；</p> <p>仕入税額は、発生した月の仕入税額控除の対象となる。仕入税額控除の対象となる仕入税額が、納付すべき VAT と相殺した後も、3 ヶ月以上未処理のまま残っている場合、会社は現金還付を申請することができない。</p>	<p>本付加価値税法第 23 条によれば、以下の条件を満たす場合に限り、仕入税額控除が可能である：</p> <p><b>ラオスに設立されていない外国法人による物品・サービスの購入に対して既に支払われた仕入税額；</b></p> <p>納税者は、TaxRIS システムを通じて毎月適切に VAT の申告および納付を行っており、その支払いはラオス人民民主共和国銀行（BOL）または国庫が承認した銀行システムその他のプラットフォームを通じて行われている。</p> <p>物品およびサービスの売買に関する全ての支払いは、ラオスの銀行システムを通じて行わなければならない。</p> <p>控除対象となる仕入税額に関する正確かつ完全な裏付け書類、すなわち、請求書、領収書、クレジットノートおよびその他の裏付け書類；</p> <p>仕入税額は、発生した月の仕入税額控除の対象となる。仕入税額控除の対象となる仕入税額が、納付すべき VAT と相殺した後も、3 ヶ月以上未</p>

			処理のまま残っている場合、会社は還付を申請することができる。
6	<b>控除対象外の仕入税額</b>	<p>本付加価値税法第 24 条に基づき、控除対象外となる仕入税額は以下の通りである：</p> <p>免税取引関連する仕入税額；</p> <p>既に控除または還付された仕入税額；</p> <p>本法第 22 条および第 23 条に定める要件に従わない不正確かつ不完全な仕入税額控除；</p> <p>事業活動に直接使用されない物品・サービスの提供に係る仕入税額 (VAT 納税義務者の経費に関連する部分) は以下の通りである：</p> <p>事業運営に直接関連しない物品・サービスの購入に関連する費用 (接待、祝賀、伝統的・宗教的儀式、贅沢品、娯楽、リラクゼーションならびに事業主・株主・取引先・従業員の個人的支出を含む)</p> <p>事業主、株主または事業パートナーおよび従業員の非事業経費および個人経費；</p> <p>領収書などの証明書類がない経費、または不正確・不適切な証明書類が添付されている経費；</p>	<p>本付加価値税法第 24 条に基づき、控除対象外となる仕入税額は以下の通りである：</p> <p>免税取引に関連する仕入税額；</p> <p>既に控除済み、還付済み、または<b>経費として計上済みの仕入税額</b>；</p> <p>本法第 22 条および第 23 条に定める要件に従わない不正確かつ不完全な仕入税額控除；</p> <p>事業活動に直接使用されない物品・サービスの提供に係る仕入税額 (VAT 納税義務者の経費に関連する部分) は以下の通りである：</p> <p>事業運営に直接関連しない物品・サービスの購入に関連する費用；</p> <p>事業主、株主または事業パートナーおよびその従業員の業務外経費および個人経費；</p> <p>領収書などの証明書類がない経費、または不正確・不適切な証明書類が添付されている経費；</p> <p>未登録の固定資産、または登録済みであるが事業運営に全くまたは一部使用されていない資産に関連する費用 (株主、取締役、管理者または従業員への個人使用目的での提供、ま</p>

		<p>利益税計算前の事業に直接関係しない比例経費に関連する費用、主に旅費、接待費、電話代、広告費など；</p> <p>未登録の固定資産、または登録済みであるが事業運営に全くまたは一部使用されていない資産に関連する費用（株主、取締役、管理者または従業員への個人使用目的での提供、または事業運営に必要な範囲を超える使用など）。</p> <p>電気、水道、燃料、ガスに関する費用のうち、非事業目的に係る部分のみ；</p> <p>ノートパソコン、タブレット、携帯電話に関連する経費（VAT 納税者の資産として登録されているか否かを問わない）</p> <p>タバコ、酒類、全ての食品および飲料を含む個人使用のための物品。</p>	<p>たは事業運営に必要な範囲を超える使用など）。</p> <p>電気、水道、燃料、ガスに関する費用のうち、非事業目的に係る部分に限る；</p> <p><b>有効な裏付け書類があるにもかかわらず、仕入税額控除の発生月から起算して3か月を超えて仕入税額申告書に記載されていない仕入税額で、控除対象経費として計上が認められるもの；</b></p> <p><b>ラオスに設立されていない外国法人から提供される輸送サービスの消費に関連する仕入税額。</b></p> <p><b>水力発電の提供に関する費用は、ラオス国内の消費者への電力供給を除き、法人所得税の算定において損金算入すること、または固定資産の取得原価として計上することが認められる。</b></p> <p><b>輸出用鉱物の費用は、法人所得税の算定において損金算入することまたは固定資産の取得原価として計上が認められる。</b></p>
7	VAT 還付の条件	<p>本付加価値税法第 27 条によれば、VAT 還付の条件は下記の通り規程されている：</p> <p>VAT 制度の下で事業を行う個人、法人または組織で、外国へ物品を輸</p>	<p>本付加価値税法第 27 条によれば、VAT 還付の条件は下記の通り規程されている：</p> <p>国外に輸出される VAT 納税者は以下のことを行わなければならない：</p>

	<p>出する者は、以下のことを行わなければならない：</p> <p>会計法に基づき公正かつ正確な会計帳簿を保つこと；</p> <p>請求書に関する政令に従って請求書を使用すること；</p> <p>売買契約書/合意書、輸出に必要な書類一式を正確かつ完全に揃えること；</p> <p>ラオスの銀行システムを通じて支払いを行う；</p> <p>法令に従い、VAT の申告および納付を行うこと；</p> <p>VAT 制度下で事業を営む個人、法人または組織が、合併、分離、事業運営の一時停止を行う場合、以下の措置を講じなければならない：</p> <p>関連する部門によって認証された、合併契約および個別契約を備えた事業契約を有すること；</p> <p>関連部門から発行された事業終了証明書（公証書類付き納税証明書）を所持すること；</p> <p>VAT 制度下で事業を行う個人、法人または組織で、破産を申請した者は、当該企業の破産に関する書類および裁判所の決定書を保有しなければならない。</p>	<p>会計法に基づき公正かつ正確な会計帳簿を保つ。</p> <p>請求書に関する政令に従って請求書を使用すること</p> <p>売買契約書・合意書を準備し、輸出に必要な書類一式を正確かつ完全に揃えること；</p> <p>輸出取引による収益の全額（100%）をラオスに送金する際は、ラオスの銀行システムを通じて行わなければならない。</p> <p>法令に従い、VAT の申告および納付を行うこと；</p> <p><b>3ヶ月連続で税務調査を受け、税務当局から通知書が発行され、VAT の還付を受けることができる納税義務者；</b></p> <p>清算、分離、事業停止、または破産した事業体の合併を行った VAT 納税者は、以下のことを行わなければならない：</p> <p>関連する部門によって認証された、合併契約および個別契約を備えた事業契約を有すること；</p> <p>関連部門から発行された事業終了証明書（公証書類付き納税証明書）を所持すること；</p>
--	--	--

			<p>企業の破産に関する裁判所の決定およびその他の書類；</p> <p>駐在事務所、国際機関、外交官は、外務省（MOFA）による認証と承認を得なければならない。</p> <p>出国する外国人観光客は、VAT の領収書を所持し、指定された国際検問所で税関職員に物品を申告しなければならない。</p> <p>VAT を過払いした個人、法人、および組織は、書類および裏付けとなる証拠を保有していなければならない。</p>
8	VAT 還付手続	<p>本付加価値税法第 28 条に基づき、VAT 還付は月次で実施され、VAT が発生した日から 3 か月を超えてはならない：</p> <p>輸出を行うとともに、国内において継続的かつ定期的に物品の供給およびサービスの提供を行う VAT 納税者については、仕入税額が発生した月から月次付加価値税申告を開始する。</p> <p>合併、分離、解散または破産の場合には、関係部門による書面による決定がなされてから 3 か月を超えてはならない。</p>	<p>本改正付加価値税法第 28 条によれば、VAT の還付は次の通り行われる：</p> <p>輸出業者であり、かつ国内において定期的かつ継続的に物品の供給およびサービスの提供を行う VAT 納税者については、仕入税額が発生した月から月次 VAT 申告を開始する。</p> <p>過去 3 か月間の VAT 納税者に対する税務調査において、売上 VAT が完全に控除されておらず、税務当局からの報告書が発行されている。</p> <p>合併、分離、解散または破産の場合には、関係部門による書面による決定がなされてから 3 か月を超えてはならない。</p>

			<p>駐在事務所、国際機関、外交官は、外務省による提出日から起算して3か月を超えない期間にて、毎月還付申請を行うことができる。</p> <p>ラオス出国時に、出国する外国人観光客は、その都度還付申請を行うことができる。</p> <p>個人、法人、組織が過払いした VAT については、都度還付申請を行うことができる。</p>
9	VAT 申告の期限	本付加価値税法第 30 条第 1 項に基づき、VAT 納税者は、当該事業所の所在地を管轄する税務当局に対し、翌月 15 日までに VAT 申告書を提出する義務を負う。	本改正付加価値税法第 30 条第 2 項に基づき、VAT 納税者は、 <b>翌月 20 日</b> までに、当該会社が登録されている税務当局に VAT 申告書を提出する義務を負う。
10	VAT の納付期限	<p>本付加価値税法第 31 条に基づき、VAT の納付は下記の通り処理されるものとする：</p> <p>物品の輸入業者については、物品の輸入地点、国庫、または国庫の口座がある銀行において VAT を納付するものとする。</p> <p>VAT 制度の下で事業活動を行う個人、法人または組織は、毎月、翌月 15 日までに国庫または国庫の口座がある銀行において納付しなければならない。</p> <p>ラオスに設立されていない非居住者サービス購入者、またはラオスに設</p>	<p>本付加価値税法第 31 条に基づき、VAT の納付は下記の通り処理されるものとする：</p> <p>物品を輸入する個人、法人または組織は、輸入検査場で、国庫または国庫の口座がある銀行に支払うか、政府が定める条件に従い、国内で物品を供給する際に VAT を支払わなければならない。</p> <p>VAT 納税者は、毎月、<b>翌月 20 日までに</b>、国庫または国庫の口座がある銀行において、VAT を納付しなければならない。</p> <p>ラオスに企業を設立していない外国法人から物品・サービスを購入する</p>

		<p>立されていない居住者サービス購入者：</p> <p>VAT 制度の下で事業を行う個人、法人または組織は、翌月 15 日までに、月次 VAT 申告および納付と併せて支払われるものとする。</p> <p>VAT 制度の下で事業を行う個人、法人または組織は、その支払日から 15 営業日以内に、事業者に対する VAT を納付しなければならない。</p>	<p>個人、法人または組織は、当該事業者への支払い日から 15 営業日以内に、国庫または国庫の口座がある銀行において VAT を納付しなければならない。</p> <p><b>VAT 納税者は、国庫または国庫の口座がある銀行において、物品およびサービスの供給から国家予算資金が支出されるたびに、VAT を納付しなければならない。</b></p>
11	追加の 条文	N/A	<p>今回の改正付加価値税法には新たに 3 つの条文が追加された：</p> <p><b>第 53 条：調査の内容</b></p> <p>VAT 調査の内容は以下の通りである：</p> <p>VAT に関連する法律その他の規制の実施；</p> <p>VAT 制度実施および運営；</p> <p>権利の行使、義務の履行、および違反者に対する措置の適用；</p> <p>その他必要と認められる内容。</p> <p><b>第 54 条：テクニカルな調査</b></p> <p>VAT に関連するテクニカルな調査は以下の通り：</p> <p>VAT 徴収計画；</p>

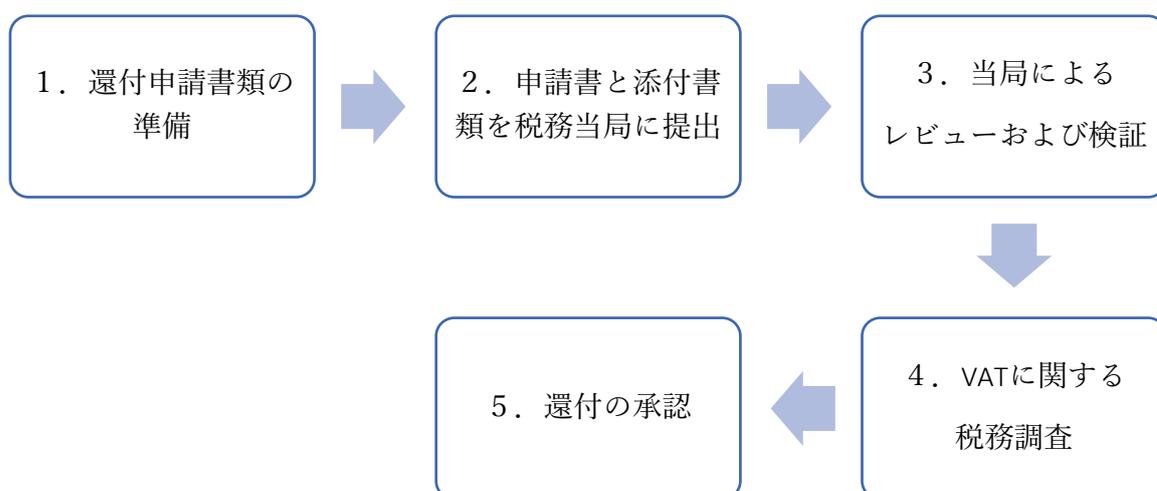
			<p>VAT 納税者による VAT の申告および納付；</p> <p>VAT 納付後の税務調査；</p> <p>VAT 還付；</p> <p>VAT 計算に関連する場所、設備、および書類；</p> <p>VAT の徴収と納付の概要；</p> <p>VAT に関連するその他の内容。</p> <p><b>第 59 条：VAT 税率の改正</b></p> <p>経済状況の変化に応じて VAT 税率の改正が緊急に必要となる場合、政府は調査を実施し、国民議会委員会に審議を提案するとともに、その提案を国家主席に提出し、政令発令を求めるものとする。その後、国民議会委員会は次回の国会本会議に報告しなければならない。</p> <p>個人、法人、その他の組織は、VAT 税率を変更する権利を有さない。</p>
--	--	--	--

備考：太字および斜体で表示された部分は、改正 VAT 法で新たに導入された規定を示す。

## 第 12 章 付加価値税 (VAT) 還付手続

### 1. 付加価値税 (VAT) 還付手続

VAT 還付は、2024 年 6 月 28 日付付加価値税法第 60/NA 号改正法第 28 条に基づき規定されている。VAT 還付制度の目的は、事業者が控除することができない仕入税額に



より過剰な負担を強いられないことを確保することであり、その手続きは下の通りである：

### 2. 還付に関する書類の準備

VAT 還付申請を提出する前に、納税者はまず、2024 年 6 月 28 日付付加価値税法第 60/NA 号改正法第 25 条により規定されている VAT 還付対象カテゴリーに該当するかどうかを下の通り自己評価しなければならない：

本法第 11 条に定める活動に基づき製品を輸出する VAT 納税者；

月次 VAT 税務調査がすでに行われたあとにまだ発生タイミングから 3 ヶ月を超えていない仕入 VAT の残存額が計上されている VAT 納税者；

- (1) VAT 納税者は、法律に基づき清算、分離、廃止、または破産した事業体の事業を承継する。
- (2) 外務省が認定した代表事務所、国際機関および外交官；
- (3) ラオスで購入した物品を国際空港および認可された国際境界通過地点を通じて他国に持ち込み、当該物品を消費する旅客および外国人観光客；
- (4) 法律で規定された金額を超える VAT を支払った個人、法人および組織。

さらに、納税者は、2024 年 6 月 28 日付付加価値税法第 60/NA 号改正法第 27 条に基づき、VAT 還付を裏付けるすべての必要書類を作成し、以下に詳述する通り、それらを準備しなければならない：

- ① 海外に製品を輸出する VAT 納税者は、以下を行わなければならない：
  - 会計法に基づき会計を実施する
  - 請求書は「請求書に関する法令」に従って使用する
  - 正確かつ完全な取引契約書、輸出認証書類を保有する
  - 輸出価値収益の全額（100%）をラオスへ送金する際は、ラオスの銀行システムを通じて行う
  - 法令に従い、VAT の申告および納付を行う
- ② 連続 3 ヶ月の期間 VAT 控除額が税務当局の調査対象となり、かつ税務当局からの記録を有す VAT 納税者；
- ③ 事業体を合併した VAT 納税者は、清算、分離、事業停止、または破産した事業体について、以下を行わなければならない：
  - 合併に伴う事業契約を保有し、関連部門により認証された個別の契約書類を保持すること；
  - 関連部門からの事業終了証明書とともに、債務の正確かつ完全な支払いを証明する公的書類を保有すること；
  - 企業の破産に関する裁判所の決定およびその他の書類が存在すること；
- ④ 駐在員事務所、国際機関、外交官は外務省からの認証と承認を得なければならない；
- ⑤ 出国旅客および外国人観光客は VAT インボイスを保有し、指定された国際検問所において税関職員に物品の申告を行わなければならない；

- ⑥ VAT を過払いした個人、法人、および組織は、書類およびその裏付けとなる証拠を保有していなければならない。

さらに、当該事業体は、控除可能な仕入 VAT 税額と控除不可能な仕入 VAT 税額が存在することに留意しなければならない。2024 年 6 月 28 日付付加価値税法第 60/NA 号改正法第 26 条に基づき、還付可能な VAT の詳細は下の通り規定されている：

- 本法第 11 条に規定する品目において、外国に輸出される物品に係る仕入 VAT 税額；
- 月次で調整済みである一方、納税期限から 3 か月以内にまだ残存する仕入 VAT 税額；
- 合併、分割、事業廃止時または法律に基づく破産時に残存する仕入 VAT 税額控除；
- 駐在員事務所、国際機関および外交官による国内物品購入に関連する VAT；
- 出国旅客および外国人観光客によるラオス国内での物品購入（国外での消費を目的とするもの）に関連する VAT；
- 個人、法人および組織による国内での物品・サービス購入に対して過剰に支払われた VAT；

なお、2024 年 6 月 28 日付付加価値税法第 60/NA 号改正法第 29 条に規定される、控除対象外となる VAT 仕入税額が下記のとおり存在する：

- 付加価値税法改正法第 24 条に基づく控除不可の仕入 VAT 税額；
- 控除可能または還付対象の仕入 VAT 税額である一方、本法第 23 条および第 27 条に定める要件を正確かつ完全に満たしていないもの。

### 3. 申請書および添付書類の提出

2021 年 4 月 12 日付財務省告示第 1939 号「付加価値税法施行ガイドライン」第 19 条 f) 項に基づき、VAT 還付申請の手続きおよび提出方法、ならびに添付書類については下記の通り規定されている。

❖ 輸入品の場合：

- 税務当局による VAT の計算；
- 支払った VAT の証明書類（e.g.,銀行が発行するクレジットノートまたは国庫からの領収書など）。

❖ 国内で商品とサービスを提供する場合

- 有効な VAT インボイスを所有していなければならない。当該インボイスは正しい書式と明細が記載されなければならない。かつ売り手と買い手の双方の署名が必要である。

#### 4. 還付申請のレビューおよび検証

会社登記簿を管轄する税務署は、会社が提出した申請書および添付書類を審査し、事案に応じて説明の追加や追加書類の提出を求める場合がある。不備のある申請書は修正のために返却されることがある。税務署が申請を検討する期間は、2021年4月12日付付加価値税法施行ガイドライン第1939/MOF号に基づき、30営業日以内。

付加価値税法改正および付加価値税法施行ガイドラインにおいて、下記の通り期間が明記されていることに留意が必要：

- (1) 外国または特別経済区（SEZ）へ商品を輸出する事業者向け 0%税率の VAT 制度への申請は、VAT の仕入税額が発生した月から月次ベースで課税される。既存の VAT 制度において、控除不可の仕入税額が 3 ヶ月以内に残っている場合、翌回の分割納付の最初の月にその控除を請求できる。
- (2) VAT 制度下において、事業譲渡、事業廃止または破産の場合の VAT 還付申請は、関係当局の書面による合意または破産事件における裁判所の決定後、遅くとも 3 ヶ月以内に申し立てを行う必要がある。
- (3) 大使館、総領事館、国際機関代表部および非政府国際機関の VAT 還付申請は、3 回の四半期ごとの分割払いによる還付となり、ラオス外務省外交局を通じて書類を提出しなければならない。
- (4) 出国観光客および外国人観光客による VAT 還付申請においては、外国人観光客が、購入した物品に関連する領収書を準備し、それを国際空港の税関当局に提出して、書類と物品リストの照合検査を受け、VAT 還付交付承認書に署名しなければならない。

ならない。その後、申請者は承認書類を国際空港内に所在する税務局の事務所に提出することにより VAT 還付の申請が可能となる。

会社は、過払いが発生した暦年内に還付申請を提出しなければならない。当該期間内に申請を提出しない場合、還付申請権は失効し、税務局はその後提出された申請を一切受理しない。

## 5. VAT に関する税務調査

税務当局が申請書を審査した後、当局は当該企業の VAT 税務調査を実施し、企業が全てのコンプライアンス要件を遵守し、関連規制に従っているかどうかを確認する。

## 6. 還付の承認および発行

税務調査が完了し、税務当局が承認した場合、還付承認書を発行し、以下のいずれかの方法で還付手続を行う：

- 他の未払税金との相殺
- 現金

税法および関連規則に基づき、上記の条件を満たす場合に付加価値税の還付が認められている。しかしながら、還付請求の可否および処理期間は、提出書類の適切性に依存され、ラオス税務当局の裁量および承認に委ねられることに留意いただきたい。ただし、税務当局は、将来に向けて還付プロセスを簡素化、効率化するために、TaxRIS システム（付加価値税申告・還付システム）の整備を進めている。

## 第 13 章 特別経済区における物品・サービスの提供に関する主な留意事項

ラオスにおける特別経済区（SEZ）は、投資の促進、貿易の円滑化、および経済発展を目的として設立されており、SEZ 内で事業を行う対象企業に対して税制上の優遇措置が付与されている。SEZ 内における物品およびサービスの提供、ならびに SEZ と非 SEZ 地域との間の取引においては、特定の規制枠組みの下で取り扱われている。各 SEZ に登録されている企業は、それぞれの SEZ に適用される優遇制度の内容に応じて、異なるインセンティブを受けることが可能である。

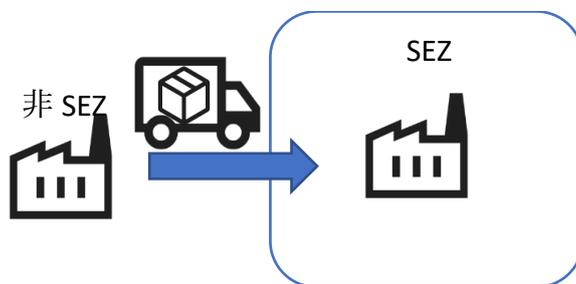
実務上、SEZ 内で事業を行う企業が関与する取引に関しては、税務上の取扱い、必要書類、ならびにコンプライアンス義務に関して、いくつかの運用上の課題が生じている。SEZ 制度の運用に関連する主な論点および実務上の課題は以下の通りである。

### 1. SEZ 内外における VAT の取扱い

#### (1) SEZ 外から SEZ 内で登録している企業への物品供給

2024 年 6 月 28 日付 改正付加価値税法第 60 号第 17 条によれば、外国および SEZ への物品の輸出は VAT 税率 0% の対象となる。したがって、当該輸出活動に関連して発生した仕入 VAT は、売上 VAT から控除することが可能である。

なお、仕入 VAT と売上 VAT を相殺した後、3 か月連続して VAT の繰越控除残高が発生する場合、企業は税務当局（TA）が定める手続に従い、VAT 還付を申請することができる。



## (2) SEZ から SEZ 外企業への物品供給

SEZ 内で事業を営む企業が、外国または SEZ 外の地域へ物品を供給する場合の VAT の取扱いは、各企業に適用される規制枠組みおよび税制区分（一般税制または特定税制）により異なる。適用される法令別の主な相違点は以下の通り。



### ❖ 2018 年 6 月 7 日付 SEZ 政令第 188/GOV 号を適用する場合

同政令第 43 条第 3 項に基づき、外国への輸出に係る活動は VAT が全額免税となる。一方、2024 年 6 月 28 日付改正 VAT 法第 60 号第 24 条により、VAT 免税取引に関連して発生した仕入 VAT は控除不可となり、同法第 29 条に基づき、還付の対象にならない。

たとえ有効な VAT インボイスにより裏付けられている支出であっても、取引の性質が VAT 免税である場合、仕入 VAT は控除できない。ただし、当該支出は、事業遂行上必要であり、適切な会計記録および証憑により裏付けられている限り、法人所得税（CIT）上の損金としては控除可能である。

輸出取引と VAT 免税取引の双方を行う企業は、VAT および CIT の双方の要件を満たすため、控除可能 VAT と控除不可 VAT を明確に区分して会計処理を行わなければならない。なお、SEZ からラオス国内の SEZ 外地域へ物品を販売する場合、同政令第 43 条第 5 項に基づき、SEZ 内で生産に使用された原材料、設備または部品の輸入は、製品が国内で販売される際に、標準 VAT 税率 10% が適用される。

### ❖ 2003 年 11 月 13 日付 サワン・セノ特別経済区（SEZ）の管理・投資促進に関する政令第 177/PM 号を適用する場合

同政令第 25 条第 2 項により、工業製造、商社、サービス等の特定分野において SEZ 内での事業許可を取得した企業は、SEZ 外（ラオス国内）とのゾーン間取引において、物品の輸入に対する VAT が免除される。

一方、同条第 3 項により、SEZ からゾーン外へ供給される物品またはサービスにおいては、標準 VAT 税率 10%が適用される。これは、SEZ 内での優遇措置が、ゾーン外顧客への取引には適用されないことを明確にするものである。

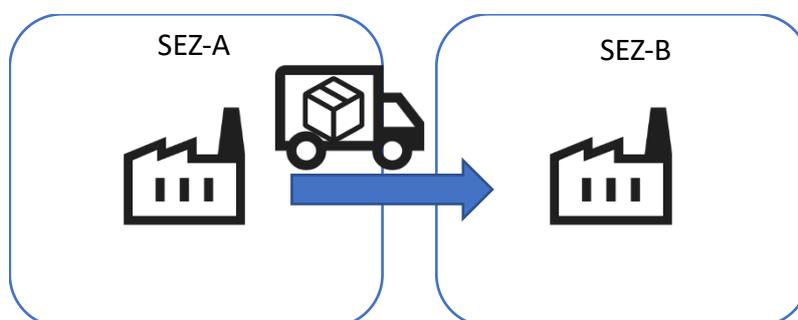
❖ 2015 年 9 月 28 日付 第 73/PM 号の首相決定に基づき、タートルアン湖 特定経済区およびラオス国内の全経済特区における追加投資奨励措置に関する合意を適用する場合

同合意第 5 条に基づき、SEZ 内で製造された製品を外国へ輸出する場合、VAT 税率は 0%となる。

一方、SEZ 外（ラオス国内）への販売については、標準 VAT 税率 10%が適用され、国内取引として一般 VAT 規則に従って課税される。

(3) SEZ 間における物品供給

SEZ は、税関および税務上、国内の他地域とは独立した区域として扱われる。そのため、SEZ 間の取引は国内取引ではなく、原則、国際取引と同様に「輸出」として扱われる。



❖ 2018 年 6 月 7 日付 SEZ 政令第 188 /GOV 号を適用する場合

本法令第 43 条第 3 項に基づき、外国への輸出は VAT が免除される。状況は第 1.2 項と同様であるため、**本章 1.2 を参照**。

❖ 2003年11月13日付のサワン・セノ特別経済区（SEZ）の管理および投資促進に関する政令第177/PM号を適用する場合

同政令第25条に基づくと、SEZ内で事業を営む企業による輸出取引に適用されるVATの取扱いが明示されていない。本政令に明確な指針がない場合、SEZ間における輸出活動を行う企業はSEZ外で事業を営む企業に適用されるものと同様のVAT規制および手続きを適用しなければならない。すなわちラオス国内から国外に輸出を行う企業と同様、0%が適用される。

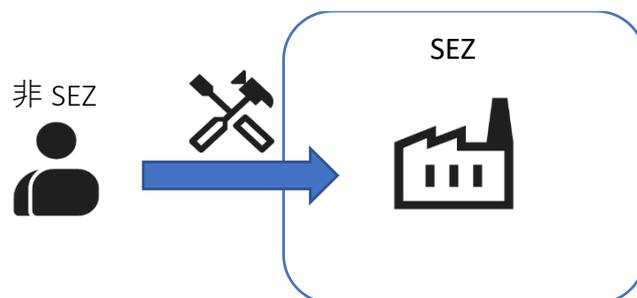
2024年6月28日付 改正付加価値税法第60/NA号によれば、所定の法的要件を満たす製品輸出は0%のVAT税率が適用される。この優遇税率は、ラオスから外国へ実際に輸出され、かつ税関申告書、インボイス、輸送証明などの必要な輸出書類によって適切に裏付けられた製品に適用される。

❖ 2015年9月28日付第73/PM号の首相決定に基づき、タートルアン湖特定経済区およびラオス国内全経済特区における追加投資奨励措置に関する合意を適用する場合

本協定第5条に基づき、当該区域内で製造活動を行い、その後製品を外国に輸出する企業は、VAT0%の適用対象となる。詳細は本章1.2項を参照。

(4) SEZ外からSEZ内企業へのサービス提供

SEZ外からSEZ内企業へのサービス提供（専門、管理、コンサルティング、技術サービス等）は、ラオスにおいて一般的な取引形態である。



❖ 2018年6月7日付のSEZ政令第188/GOV号を適用する場合

本政令第 43 条に関し、SEZ 内で事業を営む企業によるサービス取引に適用される VAT の取扱いを明示していない。本条に明確な規定がないため、SEZ 外の企業が SEZ 内の企業に対して行うサービス活動については、SEZ 外で事業を行う企業に適用されるものと同じの VAT 規制および手続きを適用する必要がある。

2024 年 6 月 28 日付 改正付加価値税法第 60/NA 号に基づき、サービスの提供には標準税率 10% の VAT が課される。

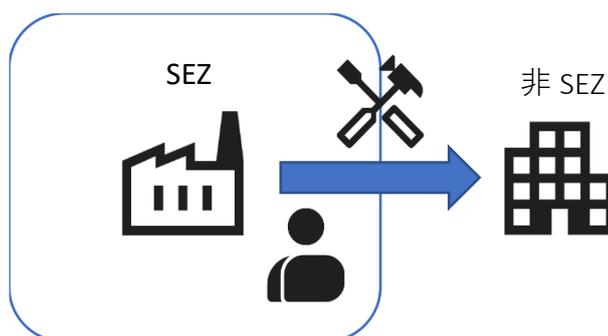
❖ 2003 年 11 月 13 日付のサヴァン・セノ特別経済区 (SEZ) の管理および投資促進に関する政令第 177/PM 号を適用する場合

本政令第 25 条に関し、サービス取引に適用される VAT の取扱いについては規定されていない。従って詳細は政令第 188/GOV 号第 1.4 項を参照。

❖ 2015 年 9 月 28 日付第 73/PM 号の首相決定に基づき、タートルアン湖特定経済区およびラオス国内の全経済特区における追加投資奨励措置に関する合意を適用する場合

本契約の第 5 条に関し、サービス取引に適用される VAT の取扱いについては明記されていない。従って、詳細は政令第 188/GOV 号第 1.4 項を参照。

(5) SEZ から SEZ 外企業へのサービス提供



❖ 2018 年 6 月 7 日付の SEZ 政令第 188/GOV 号を適用する場合

本法令第 43 条に関し、SEZ 内で事業を行う企業によるサービス取引に適用される VAT の取扱いは明記されていない。本条に明確な規定がないため、SEZ

外の企業が SEZ 内の企業に対して行うサービス活動については、SEZ 外で事業を営む企業に適用されるものと同じの VAT 規制および手続きを適用する必要がある。

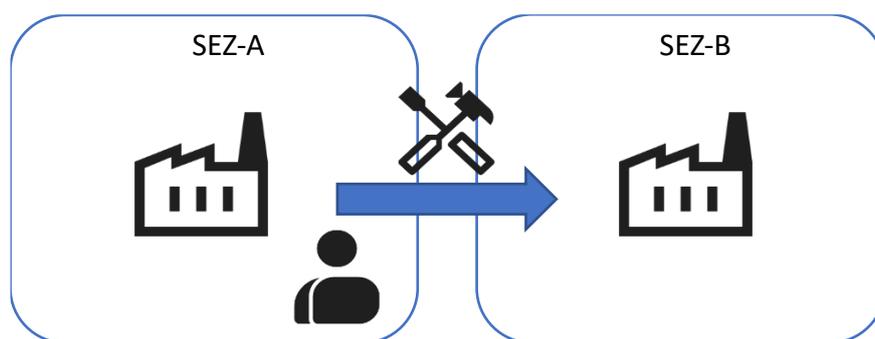
❖ 2003 年 11 月 13 日付のサヴァン・セノ特別経済区 (SEZ) の管理および投資促進に関する政令第 177/PM 号を適用する場合

本法令第 25 条第 3 項によれば、SEZ 内から区外へ供給される物品または役務には、標準税率 10% の VAT が課される。この規定は、区内で行われる特定の活動が VAT の免除または優遇措置の対象となり得る一方で、こうした優遇措置は SEZ 外の顧客に対する物品・役務の販売または供給取引には適用されないことを明確にしている。

❖ 2015 年 9 月 28 日付第 73/PM 号の首相決定に基づき、タートルアン湖特定経済区およびラオス国内の全経済特区における追加投資奨励措置に関する合意を適用する場合

本契約の第 5 条については、サービス取引に適用される VAT の取扱いについて規定していない。従って、詳細は政令第 188/GOV 号第 1.5 項を参照。

(6) ある特別経済区から他の特別経済区へのサービスの提供



❖ 2018 年 6 月 7 日付の SEZ 政令第 188/GOV 号を適用する場合

本政令第 43 条に関し、SEZ 内で事業を行う企業によるサービス取引に適用される VAT の取扱いは明記されていない。本条に明確な規定がないため、SEZ 外の企業が SEZ 内の企業に対して行うサービス活動については、SEZ 外で事業

を行う企業に適用されるものと同じの VAT 規制および手続きを適用する必要がある。

2024 年 6 月 28 日付 改正付加価値税法第 60/NA 号によれば、サービスの提供には標準税率 10% の VAT が課される。

❖ 2003 年 11 月 13 日付のサヴァン・セノ特別経済区 (SEZ) の管理および投資促進に関する政令第 177/PM 号を適用する場合

本政令第 25 条によれば、SEZ 内で事業を行う企業によるサービス取引に適用される VAT の取扱いは明示されていない。同条に明確な規定がないため、ある SEZ 内の企業が別の SEZ 内の企業に対してサービス活動を行う場合、税務当局との口頭確認に基づき、SEZ 内で事業を行う企業に適用されるものと同じの VAT 規制および手続きを適用する必要がある。ただし、この VAT の適用方法は税務当局の解釈に基づき変更される可能性がある。

❖ 2015 年 9 月 28 日付第 73/PM 号の首相決定に基づき、タートルアン湖特定経済区およびラオス国内の全経済特区における追加投資奨励措置に関する合意を適用する場合

本協定第 5 条に基づき、SEZ 内におけるサービス提供には 5% の VAT 率が適用される。この優遇税率は、当該区域の特定税制に従い、SEZ の境界内で完全に提供され消費されるサービスに対して適用される。

ただし、ある SEZ 内で事業を行う企業が別の SEZ にサービスを提供する場合、VAT の取扱いを慎重に検討する必要がある。このようなゾーン間取引において VAT インボイスを発行する際、当該企業はサービス提供者が所在するゾーンの VAT 規制を適用し遵守しなければならない。これは、インボイスの発行、税率の適用、および報告義務が、提供者の SEZ を管轄する規制枠組みの下で確立された税務行政の規則と手続きに準拠しなければならないことを意味する。

上記事項に基づき、内容を下記の表に整理した。

No.	事例	適用される法令	VAT 税率	注
-----	----	---------	--------	---

1	物品：特別経済区外 → 特別経済区内	改正付加価値税法第 60/NA 号	0%	特別経済区への輸出扱いとし、 3ヶ月連続で VAT の繰越控除 残高が生じた場合に VAT 還付 を認める
2	物品：特別経済区→特 別経済区外（外国）	政令第 188/GOV 号	VAT 免除	全額免税
		政令第 177/PM 号	10%	輸出に関する特段の規定がない ため、一般的な付加価値税法を 適用する
		第 73/PM 号	0%	特別経済区内で製造された製品 を外国へ輸出する場合のみ
3	物品：特別経済区→特 別経済区外（ラオスの 国内）	政令第 188/GOV 号	10%	特別経済区内で生産に使用され た原材料、設備または部品の輸 入に適用される
		政令第 177/PM 号	10%	第 25 条 3 項
		第 73/PM 号	10%	国内取引として扱われる
4	物品：特別経済区→特 別経済区	政令第 188/GOV 号	VAT 免除	外国への輸出は VAT が免除
		政令第 177/PM 号	0%	特別経済区間における輸出活動 を行う企業は特別経済区外で事 業を営む企業に適用されるもの と同一の付加価値税法を適用す る
		第 73/PM 号	0%	当該区域内で製造活動を行い、 その後製品を外国に輸出する企 業は、VAT0%の適用対象
5	サービス：特別経済区 外 → 特別経済区	全て	10%	特別経済区固有の免税措置はな く、一般的な付加価値税法が適 用される

6	サービス：特別経済区 →特別経済区外	政令第 188/GOV 号	10%	一般的な付加価値税法
		政令第 177/PM 号	10%	第 25 条 3 項
		第 73/PM 号	10%	特別なサービス免税なし
7	サービス：特別経済区 →特別経済区	政令第 188/GOV 号	10%	一般的な付加価値税法
		政令第 177/PM 号	10%	口頭での確認に基づくものであり、税務当局の解釈に委ねられる。税務裁定(事前照会)の取得を推奨する。
		第 73/PM 号	5%	特別経済区における特定税制を適用する

上記の表は、ラオスの適用法令のみに基づいて作成されたものであることに留意が必要。個々の特別経済区（SEZ）内で適用される可能性のある特定の規制上の優遇措置や税制上の優遇措置は考慮されていない。各特別経済区は独自の税制枠組み（個別の規制、優遇措置、行政慣行を含む）の下で運営されるため、税務上の取扱い、コンプライアンス義務、および潜在的なリスクは、ラオス一般法の下で適用されるものとは大きく異なる可能性がある。

## 第 14 章 所得税法改正案に関する重要なアップデート<sup>4</sup>

### 1. 所得税法案の概要

税務当局は、2025 年 3 月 21 日付公式会議招集通知書第 1637/TD 号を発行し、ビエンチャン都内で事業を営む企業を対象に公聴会を開催した。本会議の目的は、所得税法案について、企業が意見交換および見解を共有する機会を提供することである。

本協議プロセスは、納税者および関係者からの意見を収集し、最終的に制定される法令が、実務的で透明性が高く、国内外の税務実務と整合した内容となるようにすることを目的としている。所得税法案 第 74 条によれば、本法案は、2019 年 6 月 18 日付の現行所得税法第 67/NA 号ならびに 2021 年 8 月 1 日付の税務管理法の一部改正第 01/NA 号における第 III 項を置き換えることを目的としている。本法案の主な目的は、現行の所得税法において実務上解釈の不一致を招いていた複数の規定を明確化することにある。さらに、本法案では、国際的な税務環境の変化およびラオス政府による税制の近代化への取り組みを反映し、移転価格税制の導入に加え、OECD が策定したグローバル・ミニマム課税制度である Pillar 2 の導入など、いくつかの新たな要素が盛り込まれている。

これらの制度の導入は、ラオスが国際的な税務基準との整合性を図り、税務行政の透明性、公平性および効率性を高めようとする姿勢を示すものであり、同国にとって重要な一步であるといえる。

### 2. 所得税法改正案における主な変更点のサマリー

種類	条文番号	注
変更なし	1, 2, 4, 5, 7, 8, 9, 11, 12, 15, 20, 24, 25, 36, 44, 49, 52, 53, 57, 58, 60, 61, 63, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 73	

<sup>4</sup> 本法は国会承認を経たが、国家主席令による公布前の段階であり、2026 年 1 月時点では施行されていないことに留意。

条文の明確化を目的とした改正（33 条項）	6, 10, 13, 19, 21, 23, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 35, 39, 40, 41, 42, 43, 45, 46, 47, 48, 50, 51, 54, 55, 56, 59, 62, 64, 65, 71, 74	
重要な改正（11 条項）	3, 14, 16, 17, 18, 22, 29, 33,34, 37, 38	<u>詳細は本章のローマ数字 III を参照</u>

改正所得税法案の重要な改正点は、以下の 11 条項である：

- (1) 定義（第 3 条）
  - 新たに 4 つの定義を追加（「関連当事者およびその他の関連条項」「恒久的施設」など）
- (2) 強制粗利率（第 14 条）
  - 追加：水力発電および鉱物産業における貿易・サービスに対する 30% の強制粗利率。
- (3) 法人税率の変動（第 16 条）
  - 上場企業に対する税率を上場登録日から 10 年間、13% から 10% に引き下げ。
  - 多国籍企業に対しては税率 15% を適用する。
- (4) 非課税所得（第 17 条）
  - 利益税および配当税で、既に支払済みの配当所得を追加。
  - 金融割引による収入を追加。
- (5) 損金不算入項目（第 18 条）
  - 資産として既に計上済みの固定資産の取得原価を追加。
  - 会計基準に基づき既に控除済みのリース資産の減価償却費を追加。
  - 管理用車両の減価償却費に上限を追加：車両 1 台につき 10 億ラオス・キップ(LAK)
  - 金融割引費用を追加。
  - 100 万 LAK 以上の国内経費およびラオスの商業銀行経由で支払われていない国外経費を追加。
- (6) 利益税納付期間（第 22 条）
  - 第 2 回半期分の支払期日を翌年 1 月 20 日から当該年 12 月 31 日に変更。
- (7) 小規模企業に適用される所得税および利益税率（第 29 条）

- 売上高ベースから純利益に対する一律 5%課税に変更。
- (8) 所得税の課税所得 (第 33 条)
- カーボンクレジットの販売を追加。
  - 年間所得が 1 億 LAK を超える物品・サービスを販売する個人を追加。
  - 認可を受けた者による木材以外の林産物の販売を追加。
  - 政府が定期的に定めるその他の収入を加える。
- (9) 所得税が免除される所得 (第 34 条)
- 免除額は固定の 130 万 LAK ではなく、政府の最低賃金に連動するようになる。
  - 宝くじの当選金は、1,000 万 LAK を超える場合にのみ課税対象となる。
  - 贈与または賞品は、500 万 LAK を超える場合にのみ課税対象となる。
- (10) 所得税計算の給与ベース (第 38 条)
- 130 万 LAK から 160 万 LAK に引き上げ<sup>5</sup>。
- (11) 所得税率 (第 38 条)
- オンライン販売：2%から 10%に引き上げ。
  - 建設および保守サービス：2%から 5%に引き上げ。
  - 代理店、コンサルティング業務、その他のサービス：5%から 10%に引き上げ
  - 生産、物品の供給、およびサービスによる所得で 1 億 LAK を超える部分には 2%の税率が適用
  - カーボンクレジットおよび木材林産物以外の売却による所得は 10%の税率が適用。

### 3. 所得税法改正案における主な変更点

No.	説明	所得税法第 67/NA 号 2019 年 6 月 18 日付 (現行版)	所得税法改正案
1	<b>定義</b>	本法第 3 条によれば、以下の 14 の定義が含まれる：  1. 納税者	本草案第 3 条によれば、以下を定義を追加した合計 18 の定義が設けられる：

<sup>5</sup>最低賃金が引き上げられた場合は、それに合わせて変更される。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 納税者の代理</li> <li>3. 移民</li> <li>4. 外国籍者</li> <li>5. 外国人</li> <li>6. フリーランス</li> <li>7. 税務当局</li> <li>8. 法人</li> <li>9. 事業運営</li> <li>10. 事業</li> <li>11. 個人事業</li> <li>12. 小規模事業</li> <li>13. 居住者</li> <li>14. 非居住者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. その他の関連する区分：  <ul style="list-style-type: none"> <li>企業および当該企業の経営、支配または資本提供に直接的または間接的に関与する個人、法人および組織；</li> <li>同一の個人、法人および組織によって直接的または間接的に経営、支配または資本提供される企業；</li> <li>相互に提携関係にある個人、法人および組織；並びに</li> <li>相互に直接的な関係を有する者；</li> </ul> </li> <li>2. 恒久的施設（PE）：ラオスにおける非居住者の「恒久的事業所」および非居住者のためにラオスで活動する「従属代理人」を含む。</li> <li>3. 多国籍企業（MNC）：ラオス人民民主共和国またはその他の国において、合弁事業または非合弁事業、完全子会社の所有、現地企業の買収、あるいは合弁事業の形態で事業を行う外国企業の投資を指す。</li> <li>4. イノベーション：科学技術における知識、技能、生産方法、経験を駆使し、研究・革新を行い、サービスを提供し、社会に向けて新たな形態の高品質な製品・商品を開発することを意味する。</li> </ul>
2	強制粗利率	本法第 14 条第 2 項によれば、不正確または不完全な会計システム	本草案第 14 条第 2 項によれば、不正確または不完全な会計シス

		<p>を運用する事業者およびラオスに企業を設立していない非居住者に対しては、以下の3つの粗利益率が強制的に適用される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農業および手工芸生産</li> </ul> <p>7%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造業および加工業</li> </ul> <p>10%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 貿易・サービス</li> </ul> <p>15%</p>	<p>テムを運用する事業者およびラオスに企業を設立していない非居住者に対して、以下の4つの粗利益率が強制的に適用される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農業および手工芸生産</li> </ul> <p><u>7%</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造業および加工業</li> </ul> <p><u>10%</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 貿易・サービス</li> </ul> <p><u>15%</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>水力発電および鉱物産業における貿易・サービス</b></li> </ul> <p><u>30%</u></p>
3	法人税率の変動	<p>本法第16条第2項によれば、以下の3つの軽減法人税率が適用される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材育成に関連する事業活動（学校、研修センター、革新活動その他の教育活動を含む）および近代的病院、製薬工場、医療機器の設立、伝統医薬品の生産および治療に関連する事業活動については、投資促進法で定める利益税優遇期間終了後、5%の税率が適用される。</li> <li>• 新たな技術革新を導入し、環境に配慮し、天然資源とクリーンエ</li> </ul>	<p>本草案第16条第2項によれば、以下の4つの軽減法人税率が適用される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材育成に関連する事業活動（学校、研修センター、革新活動その他の教育活動を含む）および近代的病院、製薬工場、医療機器の設立、伝統医薬品の生産および治療に関連する事業活動については、投資促進法で定める利益税優遇期間終了後、<u>5%の税率</u>が適用される。</li> <li>• 新たな技術革新を導入し、環境に配慮し、天然資源とクリー</li> </ul>

		<p>エネルギーを生産過程で効率的に使用する事業活動については投資促進法で定める優遇期間完了後に7%が適用される。</p> <p>・ラオス証券取引所 (LSX) に上場した企業には、登録日から4年間、13%の税率が適用される。その後、本法第15条に定める通り、20%の利益税率が適用される。</p>	<p>ンエネルギーを生産過程で効率的に使用する事業活動については投資促進法で規程される優遇期間完了後に7%の税率が適用される。</p> <p>・ラオス証券取引所 (LSX) に上場した企業には、登録日から10年間、<u>10%の税率が適用される</u>。優遇期間終了後、当該企業は当時適用される標準利益税率の対象となる。</p> <p>・多国籍企業 (MNC) には <u>15%の税率が適用される</u></p>
4	非課税所得	<p>本法第17条によれば、非課税所得に分類される項目は5つある。</p>	<p>本草案第17条によれば、非課税所得に分類される項目は7つあり、例えば、以下が含まれる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利益税および配当税が支払われ、かつその支払いを証明する書類が添付されている配当所得；</li> <li>2. 金融割引による収益。</li> </ol>
5	損金不算入項目	<p>本法第18条によれば、損金不算入項目として分類される17項目が規定されている。</p>	<p>本草案第18条によれば、損金不算入項目として分類される項目は22項目あり、以下が含まれる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資産として既に計上済みの固定資産の取得原価；</li> <li>2. 会計基準に基づき既に控除済みのリース資産の減価償却費（賃貸料を除く）；</li> </ol>

			<p>3. 管理用車両の減価償却費は、資産ごとに10億ラオス・キップ(LAK)に制限される。</p> <p>4. 金融割引費用；</p> <p>5. 1枚の請求書につき100万LAKを超える国内経費、およびラオスの商業銀行口座を通じて決済されていない国外経費。</p>
6	利益税納付期間	<p>本法第22条によれば、利益税の納付期限は下の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最初の半期分は当該年の7月20日が支払期日。</li> <li>第2回半期分は翌年1月20日が支払期日。</li> </ul>	<p>本草案第22条によれば、利益税の納付期限は下の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最初の半期分は当該年の7月20日が支払期日。</li> <li><u>第2回半期分は当該年の12月31日が支払期日。</u></li> </ul>
7	小規模企業に適用される所得税および利益税率	<p>本法第29条によれば、小規模企業に適用される所得税率は以下の通りとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年間売上高が5,000万LAK下の場合：免除</li> <li>年間売上高が5,000万1LAKから4億LAKまで</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>1%の税率が、農業、工業、その他の製品の生産に適用される。</li> <li>2%の利率が取引に適用</li> <li>3%の利率がサービスに適用</li> </ul>	<p>本草案第29条によれば、小規模企業に適用されるこれらの税率は単一税率に置き換えられる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>純利益に対して5%の税率が適用</u></li> </ul>

8	所得税の課税所得	<p>本法第 34 条によれば、課税所得に分類される項目は 13 項目ある。</p>	<p>本草案第 33 条によれば、課税所得に分類される項目は 17 項目あり、以下が含まれる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カーボンクレジットの販売</li> <li>2. 年間所得が 1 億 LAK を超える個人による農産物、手工芸品、物品およびサービスの販売；</li> <li>3. 許可を受けた者による木材林産物以外の販売；</li> <li>4. 政府が定期的に定めるその他の収入</li> </ol>
9	所得税が免除される所得	<p>本法第 34 条第 1 項に基づき、給与その他の所得のうち 130 万 LAK までの部分は所得税が免除される。</p> <p>本法第 34 条第 7 項によれば、宝くじの当選金は、免除基準額や金額制限なく所得税の対象となる。</p> <p>本法第 34 条第 8 項に基づき、贈与または賞品は、130 万 LAK を超える金額に対して所得税が課される。</p>	<p>草案の第 34 条第 1 項によれば、免除の基準は、各期間における政府の最低賃金率に基づく</p> <p>本草案第 34 条第 8 項によれば、1,000 万 LAK を超える宝くじの当選金は課税対象となる。</p> <p>本草案第 34 条第 7 項によれば、500 万 LAK を超える贈与または賞品は課税対象となる。</p>
10	所得税計算の給与ベース	<p>本法第 39 条に基づき、所得税計算における給与基準額は 130 万 LAK に設定される。</p>	<p>本草案第 38 条によれば、個人所得税計算の給与基準額を <b>160 万 LAK</b> に引き上げる。</p>
11	所得税率	<p>本法第 39 条によれば、次のように規定する：</p>	<p>本改正案第 38 条によれば、以下の通り改正する：</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2%の税率がオンライン販売に適用</li> <li>• 2%の税率が建設および保守サービスに適用</li> <li>• 5%の税率が代理店業務、コンサルティング業務、その他のサービスに適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>10%の税率がオンライン販売に適用</u></li> <li>• <u>5%の税率が建設および保守サービスに適用</u></li> <li>• <u>10%の税率が代理店業務、コンサルティング業務、その他のサービスに適用</u></li> </ul> <p>さらに、本草案第 38 条によれば、以下の取引が追加される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 生産、物品の供給、およびサービスによる所得で1億 LAK を超える部分には <u>2%の税率が適用される</u>；</li> <li>• 個人および組織によるカーボンのクレジットおよび木材以外の林産物の売却による所得には <u>10%の税率が適用される</u>。</li> </ul>
--	--	--	---

**備考：**

- **太字および斜体**で示された部分は、所得税法草案に新たに導入された規定を示す。
- 現行の所得税法と改正案の主な変更点について、改正案はまだ施行されていないことに留意が必要。しかしながら、近い将来に施行される見込みである。税務当局の確認に基づき、改正案は既に国会の承認を得ており、国家主席の最終署名待ちの状況である。

## 第 15 章 新所得税法におけるグローバル・ミニマム課税 (Pillar2) について

### 1. はじめに

グローバル・ミニマム課税 (Pillar2)<sup>6</sup>は OECD/G20 の税源浸食と利益移転

(BEPS) に関する包括的枠組みに基づき、一定の所得について国ごとの最低税率を 15%と設定しており、これは国際税制改革における重要な節目となる。その目的は、大規模多国籍企業 (MNCs) が事業を展開する全ての管轄区域にかかわらず最低限の税額を支払うことを確保し、それによって管轄区域間の利益移転や税源侵食の問題に対処することにある。

#### (1) Pillar2 の目的

Pillar2 は次のことを目的としている：

- 多国籍企業が低税率地域へ利益を移転することを防止する
- 国際税制における公平性と透明性を促進する
- 最低限の課税水準を確保することで各国の国内税基盤を保護する

Pillar2 における最低税率は、親会社の連結財務諸表に基づき、連結年間収益が 7 億 5,000 万ユーロを超えている多国籍企業グループに適用される。この規則は多国籍企業が事業を展開する全ての管轄区域に適用され、利益が少なくとも 15%の実効税率の対象となることを保証するものである。

#### (2) Pillar2 の規則

Pillar2 の実施は、相互に関連する一連の規則に基づいており、これには以下が含まれる：

**所得包含ルール (IIR)：**親法人の管轄区域が、外国子会社の低税率所得に対して追加課税を課すことを可能とする規程

---

<sup>6</sup> 多国籍企業が低税率国 (タックスヘイブンなど) を利用して税逃れをすることを防ぎ、世界中のどこかで活動しても、最低限の税金 (15%) を納めるようにする仕組み。

**軽減税支払ルール (UTPR):** IIR が適用されていない場合に控除を否認するか、同等の調整を要求することで、IIR に対する安全装置として機能する

Pillar2 は国際課税における根本的な改革を表し、法人課税における公平性、透明性、一貫性に向けた世界的な動きを強化するものである。ラオスはまだ準備段階にあるものの、クロスボーダにて事業を展開する企業は、将来的な Pillar 2 枠組みの導入に備え、リスクと準備状況の確認を開始すべきである。

## 2. ラオスにおける導入タイムライン

所得税法改正案<sup>7</sup> (第 16 条) に基づき、多国籍企業 (MNC) に対してグローバル・ミニマム課税 (Pillar2) が導入される見込みである。ただし、改正案では第二の柱である Pillar2 枠組みの実施に関する詳細な規定は設けられておらず、この件に関する具体的な規則は別途公布される旨が明記されているのみである。

所得税法改正案第 3 条において、「多国籍企業 (MNC) : 合併事業または非合併事業の形態、完全子会社の形態、現地企業の買収、あるいは合併事業の形態で事業を行うことにより、ラオスまたはその他の国に投資する外国企業の投資を指す」と規定されている。

現時点において、ラオスは Pillar2 に関する専用規制をまだ規定しておらず、OECD 包括的枠組みの加盟国でもない。しかしながら、今後数年間で同国は国内税制を国際基準に段階的に整合させることが予想される。

多国籍グループのラオス子会社または支店にとって、Pillar2 の将来的な導入は、税務コンプライアンス、報告要件、実効税率の計算に重大な影響を及ぼす可能性がある。

2025 年 12 月 4 日に税務当局から口頭で確認した内容に基づき、現在 Pillar 2 の実施ガイドラインを起草中である。同ガイドラインは所得税法改正案よりもより詳細な説明を提供する予定である。ただし、全体的な枠組みは OECD の国際ルールと概ね整合

---

<sup>7</sup> 2026 年 1 月時点では未公布である。

性を保つ見込みである。ただし、2026年は実施初年度（移行期間）であるため、税務当局はこの件について厳格な執行を行わない可能性がある。

## 第16章 移転価格税制について

### 1. はじめに

移転価格とは、同一多国籍グループ内関連会社間で取引される商品、サービス、資金調達、無形資産に適用される価格と定義される。移転価格税制の主な目的は、経済活動が行われ価値が創出される管轄区域間で利益が適切に配分されることを確保し、それによって税源浸食と利益移転を防止することである。

### 2. 移転価格手法

ラオスの税法上では特定の移転価格手法<sup>8</sup>がまだ明文化されていない。しかし、ラオスがOECD基準との整合化を進めていることを踏まえると、以下の方法が将来的にラオスで適用される可能性が高いと考えられる：

#### (1) 独立価格比準法 (CUP)

関連当会社間取引価格または関連会社間に適用されるマージンを、比較可能な独立取引と比較する方法である。比較可能なデータが存在する商品、標準サービス、または関連会社が同一または非常に類似した製品を購入または販売する場合に適用される。

#### (2) 再販売価格基準法 (RPM)

独立した第三者への再販売価格がベースとなり、独立企業間取引の粗利益率を差し引いて、関連会社間購入価格を算出する。流通または再販売事業に携わる関連当事者に適用される。

---

<sup>8</sup> 多国籍企業のグループ内で行われる取引（親子会社間の取引など）の価格が「独立した第三者間で行われる取引価格（独立企業間価格：Arm's Length Price）」と一致しているかどうかを検証・算出するための計算方法のこと。

### (3) コストプラス法

売り手／サービス提供者が負担した原価に、独立企業間価格に基づくマークアップを加算する。サービス提供者、受託製造業者、または日常的なサービスを提供する関連会社に適用される。

### (4) 取引単位営業利益法 (TNMM)

テスト対象企業の純利益率（基本となる費用、売上高、資産に対する比率）を、独立した比較対象企業の利益率と比較する手法。ラオスでは特に、同一製品での比較対象が存在しない場合に広く適用される。

### (5) 利益分割法

取引が高度に統合されている場合、もしくは独自の無形資産を伴う場合、関連企業間の利益分配は各社の相対的貢献度（機能、リスク、資産）に基づいて行われる。初期段階では適用可能性が低いものの、複雑なグループ構造が存在する、もしくは無形資産・共同開発が重要な場合に適用される。

## 3. ラオス規制に基づく移転価格

ラオスには現時点では正式な移転価格税制が存在しない、もしくは極めて限定的にて適用されている。正式な文書化を要求する特定の規制や、明確に定められた方法も存在しない。詳細な方法は規定されていないものの、税務当局は関連会社間取引が「市場価格」または「合理的な価格」で行われていない場合、実務上利益を調整する権限を有している。直近の所得税法改正案<sup>9</sup>に基づき、ラオスに正式な移転価格税制が導入される方針が示されている。これらの規則により、関連会社間取引は独立企業間取引

---

<sup>9</sup> 所得税法改正案は国会を通過しており、今後国家主席令による公布を待つ段階にある（2026年1月現在）。詳しくは第14章を参考のこと。

原則（アームズ・レングス原則）に基づいて行われることが求められると規定される予定である。

所得税法改正案第3条において、「移転価格とは、関連当事者間の取引において、価格が確定されているか否かを問わず、市場価格と差異を生じる商品・サービスその他の利益の売買価格を意味する」と規定されている。さらに、所得税法改正案の第21条では、法人税申告のための財務諸表作成について「事業者は、会計上と税務上の計算を比較した損益計算書を含む年次財務諸表を、移転価格に関する書類、源泉徴収税、減価償却表、比較銀行口座、在庫報告書などの補足書類と共に、会社が登録されている税務当局/税務部門への法人税申告を裏付けるために作成しなければならない」と規定している。ただし、現段階では移転価格開示フォーム/文書等に関する詳細は未定である。税務当局との口頭協議によれば、現在この件に関する実施ガイドラインの草案作成作業中である。

現在、ラオスには他のASEAN諸国で実施されているような規定は完全には存在しない。しかしながら、現行法である2019年6月18日付所得税法第67/NA号の一般規定において移転価格の概念は暗黙的に認められており、同規定は関連当事者間取引が市場価格で行われていない場合、税務当局が課税所得を調整する権限を付与している。

移転価格文書化に関する具体的な要件は現時点では存在しないものの、税務当局は関連会社間取引が独立企業間取引原則に基づいて行われていることを裏付ける証拠書類の提出を求める場合がある。当該証拠書類には、社内契約書、請求書などが含まれる。適切な根拠を提示できない場合、税務当局による調整が行われ、過少申告による罰則が科される可能性がある。

#### 4. 多国籍企業 (MNC) の定義

所得税法改正案第3条において、「多国籍企業 (MNC) : ラオスまたはその他の国において、合弁事業または非合弁事業形態、完全子会社所有、現地企業買収、あるいは合弁事業形態で運営される企業による外国企業の投資を指す」と規定されている。

ラオス国内で事業を行う多国籍企業は、海外の関連会社との取引を行う際、ラオス税法および独立企業間取引原則の両方に準拠しなければならない。ラオスがより包括的な移転価格規制の導入に向けて進む中、多国籍企業は適切な文書化を維持し、国際基準に沿った公正な価格設定手法を適用することが求められる。

## 5. 関連当事者との取引に関する書類

国際移転価格原則およびラオスにおける新たな実務に基づき、関連会社間取引を行う企業は、当該取引が独立企業間取引原則に従って行われていることを証明する十分な文書化を維持することが求められる。適切な文書化は、関連会社間で適用される価格設定方針を裏付ける証拠として機能し、税務当局による潜在的な税務調整リスクを軽減することができる。

ラオスでは、正式な文書化要件を義務付ける移転価格に関する具体的な規制はまだ発行されていない。一方で税務当局は、税務調査において関連会社間取引が公正な市場価値を反映していることを確認するため、補足情報の提出を求める権限を有す。この点において、企業の立場を裏付けるため、適切な文書化を維持することが強く推奨される。

所得税法改正案第 3 条において、「**その他の関係者とは、企業および当該企業の経営、支配または資本構成に直接的または間接的に関与する個人、法人および組織をいう**」と規定されている。

## 第 17 章 税務調査における法人所得税の主な留意事項

法人所得税は、ラオスで事業を営む企業にとって主要な納税義務の一つである。税務調査において、税務当局は通常、企業の所在地を管轄する税務署に提出された財務諸表（FS）、TaxRIS システムを通じて提出された納税申告書、および関連するその他の裏付け書類を通じて、企業の会計記録の詳細な調査を実施する。この調査は、全ての収益および費用が適切な裏付け証拠と共に正確に報告されていること、並びに法人税が 2019 年 6 月 18 日付所得税法第 67/NA 号（「所得税法第 67/NA 号」）および財務省（MOF）または関連当局が発行するその他の関連指導指針に準拠して計算されていることを確認することを目的としている。

本章では、税務調査において税務当局から一般的に指摘される主な留意事項を明らかにし、これらの事項に効果的に対処するにあたってのガイダンスを提供する。

### 1. 税務調査における主要な留意事項

#### (1) 収益

税務当局は、課税年度内にすべての収入が正確に申告され適切に記録されているかどうかを頻繁に調査する。主な重点項目は通常、以下の通り：

#### ❖ 売上収益の未報告もしくは過小申告：

特定のケースでは、企業が財務諸表に計上する収益額が、VAT 申告書に記載された額と一致しないことがある。この不一致は、収益取引に十分な裏付け書類や証拠が欠如している場合に生じることが多い。例えば、顧客がインボイスを要求しない場合、あるいは顧客が追加で 10% の VAT を負担する必要があるためインボイスを要求しない場合など、VAT インボイスが発行されていない収益であっても、依然として認識されなければならない。サプライヤーは、TaxRIS システムで収益を申告するために VAT インボイスを発行する必要がある、これを怠ると、VAT 報告の正確性に影響を与え、法人税の計算にも影響を及ぼす可能性がある。

❖ 関連当事者およびグループ会社間取引による収益：

ラオスにおける多国籍企業（MNC）は、海外に親会社または関連会社を保有している。このような場合、関連当事者間で相殺または相殺調整が行われることがあり、実際の収益と VAT 申告書に記載された数値との間に差異が生じる可能性がある。その結果、財務諸表（FS）に記録された収益が TaxRIS システムに報告された金額と一致しない場合がある。例えば、会社 A（子会社）が会社 B（親会社）に 500 米ドルを支払う義務がある一方、会社 B（親会社）も会社 A（子会社）に 300 米ドルの債務を負っている場合、通常であれば会社 A（子会社）は 500 米ドルを支払い、300 米ドルを収益として計上する。しかし相殺処理により、A 社（子会社）は会社 B（親会社）から回収する純額 200 米ドル分のインボイスのみを発行する。A 社（子会社）が純額でインボイスを発行した場合、その金額は VAT 申告における収益、VAT、法人税計算上の収益額に影響を与える。

(2) 損金不算入項目

法人所得税法（第 67/NA 号）第 18 条には、法人所得税算定における損金不算入項目が規定されている。しかしながら、ラオスの大多数の企業は現在に至るまで、同条項の項目を遵守できていない。税務調査において最も頻繁に問題となるのは、特定の損金不算入項目に関する事項である。税務当局は、十分な書類が欠如している経費や事業運営に直接関連しない経費についてしばしば異議を唱える。主な例として、以下が挙げられる：

❖ 消費税込みの領収書がない経費および無効な領収書（高リスク）

所得税法第 67/NA 号第 18 条第 9 項によれば、「財務省様式に基づくインボイスがない経費、裏付け書類がない経費、または裏付け書類が不正確な経費は、損金算入項目とはならない。」

実際には、一部のラオス企業は、VAT もしくは有効な税務インボイスを発行できない小規模企業もしくは小規模なコンビニエンスストアから商品やサービスを購入しているケースがある。その結果、こうした支出は会計記録上は経費として計上されるものの、税務上は損金算入とならない。また、ラオスにおける一部の外国投資家は、商業インボイスを含むあらゆる種類のインボイスが税務当局に認められると誤解している場合もある。この点を明確化するため、経費は主に以下の2種類に分類される：

- **VAT のインボイスがない経費:** これらの経費は商業インボイス、契約書、領収書などの書類によって裏付けられるが、VAT インボイスが含まれていない。こうした書類は、VAT 制度に登録されていない小規模企業によって発行されることが多い。
- **無効な VAT インボイス:** これらは、不正確な情報を含む、印刷用インボイスプログラムの期限切れ許可証を使用して発行された、または財務省が定める様式に準拠していない VAT インボイスによって裏付けられた経費を指す。一部の企業は、財務省の事前承認を得ずに自社システムを通じて VAT インボイスを発行しており、これらのインボイスは税務上無効となる。

#### ❖ 引当金および未払費用 (高リスク)

所得税法第 67/NA 号第 18 条第 11 項によれば、「銀行その他の金融機関によるものを除き、実際に支払われていないあらゆる種類の引当金」は、税務当局による十分な裏付けがない、または年度内に実現していないということで、引当金や未払費用を否認する可能性があることを示している。一般的に最もよく見られる問題点には以下が含まれる：

- **引当金:** この種の費用は、ラオスの多くの企業で一般的に計上されるものであり、貸倒引当金、従業員退職引当金、および類似の項目などが該当する。これらの引当金は、当該年度に実際に発生した費用ではなく、将来支払いが発生することが見込まれる発生主義に基づく費用を表すものであるため、通常は裏付けとなる書類が存在しない点に留意すべきである。ただし、貸倒が実際に発生し、適切な裏付け書類が存在する場合には、税務当局 (TA) が当該費用の損金算入を認める場合がある。そうでない場合、法人税法上は損金不算入として扱われる。

- **未払費用:** 税務当局は頻繁に未払費用、特に費用計上済みだが未払の利息費用に異議を唱える場合がある。税務当局の観点に基づくと、損金算入するためには、VAT インボイス、源泉徴収税申告書と支払領収書（海外支払の場合）、または実際の支払いを証明する書類など、有効な書類によって裏付けられ、当該経費が真に会社の事業活動に関連していることを会社として立証する義務を会社は有している。会社が実際の支払いを行わずに経費を計上した場合、税務当局は、対応する裏付け書類のない経費と見なすため、損金不算入として扱う可能性が高い。

銀行に支払った利息は、有効な VAT インボイスによる裏付けが必要であることに留意が必要である。会社が実際に利息を支払った場合でも、VAT インボイスが提出されない場合、税務当局は当該費用を損金不算入とみなす可能性がある。税務当局の見解に基づくと、VAT 制度に登録されている事業体は、その事業活動が VAT 課税対象であるか否か、免税対象であるかに関わらず、VAT 法およびインボイスに関する政令に基づき VAT インボイスを発行する義務を有している。

#### ❖ 娯楽および業務外経費（高リスク）

2019年6月18日付所得税法第67/NA号第18条第7項によれば、「ゴルフ活動、接待、贈答品、賞品など事業運営に関係のない経費」は損金不算入とみなされる。実務上、ラオスの企業の中には、新年祝賀会、ラオスの新年の行事、その他の社内行事など、年に数回従業員向けイベントを開催するケースがある。しかし、有効な領収書等があるにもかかわらず、これらの経費は、企業の主要事業活動と無関係とみなされるため、税務当局によって一般的に損金不算入として扱われる。

さらに、同条第8号によれば、「取締役または株主の個人的な費用」も、会社の事業運営に直接関連しないため、損金不算入の費用に分類される。

#### ❖ 会社と関係のない納税（高リスク）

2019年6月18日付所得税法第67/NA号第18条第7項によれば、「ゴルフ活動、接待、贈答品、賞品など事業運営に関係のない経費」は損金不算入とみなされる。これらの経費に加え、税務当局は、供給者または所得受領者の責任である源泉徴収税もしくは、従業員に代わって支払われる個人所得税（PIT）など、当該企業の納税義務に該当しない税金の支払いについても、損金不算入の費用に分類される。

#### ❖ 所得税計算に含まれない経費（高リスク）

2021年2月10日付財務省令第0819号/MOF「所得税法施行ガイドライン」第39条第7項によれば、個人所得税の計算および申告において申告されていない現金および現物による従業員への給与・福利厚生は、法人所得税計算上、損金不算入とみなされる。例えば、会社が従業員に支給した制服代、電話カード、燃料費等であり、かつ従業員の個人所得税計算において申告されていないものは、損金不算入の費用に分類される。

#### ❖ 財務省に登録しない固定資産の減価償却（低リスク）

2019年6月18日付所得税法第67/NA号第18条第5項によれば、「財務省に会社の固定資産として登録されていない固定資産の減価償却費」は、当該資産が会社に属することを確認する裏付け書類が存在しないため、損金算入として扱われない。ただし実務上、この問題は通常上位の税務当局によってのみ提起され、全ての税務当局で一律に指摘されているわけではない。

## 2. 検討事項

本章の前節において特定された主要な留意事項に関して、企業が潜在的なリスクを軽減し、その全体的な影響を低減するために検討すべき主要な事項は以下の通り：

### (1) 文書管理の強化

- すべての経費請求、特に物品・サービスの購入に関する請求については、財務省承認プログラムにより発行された有効な VAT インボイスが添付されていることを確認する必要がある。
- フリーランスなど VAT 制度に登録されていないサプライヤーは、契約書、領収書、支払伝票、源泉徴収 VAT、その他の関連書類といった追加の証明書類の

保管を検討する必要がある。小規模企業の場合、会社は VAT 制度に登録されているサプライヤーのみから調達することを検討しなければならない。

## (2) 発生主義会計および引当金の計上に関するモニタリングの強化

- 年度末にすべての引当金および未払費用を精査し、それらが有効な書類によって裏付けられ、本来計上すべき負債と一致していることを確認する。
- 利息の発生およびそれに類似する項目については、詳細な貸付契約書、銀行確認書を保管し、利息支払いに有効な VAT インボイスが添付されていることを確認する。
- 費用（例：貸倒損失、解約金）は、実現が十分な証拠または承認された社内方針によって裏付けられている場合にのみ認められる。

## (3) 納税責任の明確化

- 会社が、サプライヤーに対する源泉徴収税や従業員に対する所得税など、法的に他の当事者が負担すべき税金を負担しないようにする。
- すべての納税記録を確認し、それらが会社の事業活動に直接関連し、かつ有効な納付証明および申告書類によって裏付けられていることを確認する。

## (4) 固定資産登録の遵守

- すべての固定資産が財務省に登録され、会社の会計上および税務上の減価償却額が適切に記録されていることを確認する。
- 資産の所有権に関する書類（購入インボイスおよび財務省登録証明書を含む）を保管する。

## (5) 定期的な内部での税務コンプライアンスレビュー

- 定期的に内部で税務ヘルスチェックを実施し、損金不算入の経費を早期に特定し、年度末までに財務諸表を適切に調整する。
- 税務関連規制、特に損金算入と損金不算入、インボイスの有効性、および証拠書類の基準に焦点をあてた会計スタッフ向けの教育を実施する。

## (6) 税務当局との積極的な関与・コミュニケーション

税法や税務規定が不明確な場合、会社は税務当局にタックスルーリングの申請を行い、正式な解釈を求めることができる。ルーリングの申請を行うことにより、企業は当該事項を明確に理解できるとともに、年次税務調査における罰則リスクを最小限に抑えることができる。

## 第 18 章 配当金・利子・株式売却代金に対する源泉徴収税、および関連会社間における相殺の取決めに関する法人所得税・消費税のリバースチャージ制度に関する主な留意点

税務調査において、税務当局は源泉徴収税（WHT）および付加価値税（VAT）の適切な適用、特に国境を越えた取引および関連当事者間取引に関連して、特に重点を置いている。本章では、配当金、利子、株式売却代金に対する源泉徴収税（WHT）に関する主要な留意事項、ならびに関連当事者が直接現金支払いの代わりに相殺またはネットオフによって取引を決済する場合における法人所得税の源泉徴収および付加価値税（VAT）のリバースチャージ適用について概説する。

### 1. 各種類の源泉徴収税（WHT）に関する主要課題

#### (1) 配当金の支払いに対する源泉徴収税（WHT）

外国株主または国内株主への配当金の分配は、2019 年 6 月 18 日付所得税法第 67/NA 号第 39 条第 5 項に基づき、10%の源泉徴収税の対象となる。この義務は、配当金が現金で分配されるか、株主への利益を提供するその他の形態で分配されるかを問わず適用される。ただし、特定の課税対象については税務当局により承認されないケースが頻発しており、実際の配当金支払いがなされていない場合であっても所得税課税対象とみなされる可能性がある。詳細は以下の通りである：

#### ❖ 配当金から資本金への振替

ラオスにおいて、一部の企業は、現金による配当の支払いが困難である、または配当金を現金で分配する意向がない場合、配当金相当額を資本に振り替えることにより、増資する方法を選択している。しかしながらこれらの企業は、現金の支払いが行われなことを理由に、当該配当の資本金への振替については源泉徴収税の対象とならないと考えるケースが多く見受けられる。これに対し、税務当局は、配当金を資本に振り替える行為を「支払い」の一形態であると解釈している。この見解は、通常企業は取締役会決議または取締役会議事録に基づき、まず株主に対して配当を分配し、その後株主が同額を追加出資として再投資する、という手続が想定されることに基づいている。

したがって、実際に現金の移動が伴わない場合であっても、当該配当金額については、企業は引き続き源泉徴収税（WHT）を控除し、納付する義務を負うことになりうる。

❖ 累積損失による配当金の未払

通常、企業が会計年度中に利益を計上した場合、株主への配当金の分配が期待される。ただし、当期の利益が過年度の累積損失を相殺するのに不十分な場合など特定の状況下では、取締役会は株主への配当を分配しないことを決定し、代わりに、利益を会社内に留保することを決定する可能性がある。このような状況では、以下の2つのケースが生じ得る：

- **留保利益が会社の運営に充てられる場合:** 税務当局は、これを会社の資本増加と同等と見なす可能性がある。この解釈は、留保利益を会社運営目的に使用することにより、株主が実質的に自己の利益分配分を会社に再投資し、それにより利益を得ているという見解に基づく。したがって、税務当局は当該取引を実質的に配当金支払いとみなす可能性があり、これは源泉徴収税の対象となる。
- **留保利益が会社の運営に充てられない場合:** 利益が単に会社内に留保され、将来の安定性確保のための準備金維持など、いかなる会社運営や投資活動にも使用されない場合、会社は株主総会議事録作成日から15日以内に、留保利益が株主に分配されず、また株主に直接的または間接的な利益をもたらす方法で使用されていない旨を税務当局（TA）に文書で届け出なければならない。このような場合、これらは源泉徴収税（WHT）の対象とはならない。

上記の配当分配に関する留意事項について、株主が会社の利益から直接的または間接的な利益を得る結果となる取引や取り決めは、現金支払いが伴わない場合であっても、源泉徴収義務が発生する可能性がある。これは、法律や関連規制において支払方法について言及されていないためである。コンプライアンスを確保するため、会社は取締役会決議書、会議議事録などの適切な裏付け書類を保持することが推奨される。関連法令の解釈が不明確な場合、配当分配や利益留保の決定を実施する前に、税務当局に対し書面によるルーリング申請を提出し、明確化を図ることも検討すべきである。

## (2) 利息支払いの源泉徴収税

外国または国内の貸付人（銀行および金融機関を除く）に対する利息の支払いは、2019年6月18日付所得税法第67/NA号第39条第5項に基づき、10%の源泉徴収税の対象となる。この義務は、利息が現金で支払われるか、貸付人に金銭的利益をもたらすその他の手段を通じて支払われるかを問わず適用される。ただし、この件に関しては、いくつかの留意事項がある：

### ❖ 利息から元本への振替

ラオスでは、利息を現金で支払う意思がない、あるいは支払うことができない多くの企業が、代わりに利息を元本に振り替える選択をしているケースが見受けられる。これにより実質的に貸付残高が増加する。しかし、こうした企業は、現金での支払いも資金の移動も行われないため、この振替は源泉徴収税の対象外であるとよく解釈されているケースが多い。これに対し、税務当局は利息の元本への振替を支払いの一形態とみなす。この見解は、通常であれば企業がまず貸付契約に基づき利息を貸し手に支払い、その後貸し手が同額を追加元本として再投資するという理屈に基づく。したがって、現金/送金取引が発生しない場合でも、企業は利息額に対する源泉徴収税を行う義務を負い続ける。

### ❖ 利子から資本金への振替

ラオスの多くの企業は、親会社への利息支払いを現金で行う意思がない、あるいはその能力がないため、代わりに利息額を資本に組み入れる選択をし、それによって会社の登録資本金を増加させている。しかし、こうした企業は、現金支払いが行われないため、この組み入れは源泉徴収税の対象外であると考えているケースが多い。これに対し、税務当局は利子の資本への振替を支払いの一形態とみなす。この見解は、通常の場合、会社がまず貸付契約に基づき貸主に利子を支払い、貸主がその後同額を追加資本として再投資するという理屈に基づく。したがって、現金取引が発生しない場合でも、会社は利子額に対する源泉徴収税を行う義務を負い続ける。

## (3) 株式売却に関する WHT

ラオス企業の株式を外国株主または現地株主が売却または譲渡することにより生じる所得は、2019年6月18日付所得税法第67/NA号第39条第3項に基づき、源泉徴収税（売却価格の2%）の対象となる。この義務は、当該所得が現金で受け取られるか、株主に対して利益をもたらすその他の形態で受け取られるかを問わず適用される。しかしながら、本件に関しては、下記の通りいくつかの留意事項がある：

❖ 現地法人株式の直接譲渡

ラオス企業の株式を直接譲渡する場合、その譲渡から得られる所得は、2019年6月18日付所得税法第67/NA号および関連する実施規則の規定に従って源泉所得税の対象となる。この場合の課税所得は、ラオス法人の株式を売却した売主の所得から生じる。

源泉徴収税の源泉徴収および納付の責任は、一般的に買い手（譲受人）が負うものであり、譲渡時に売り手へ支払う総対価から適切な税額を計算し源泉徴収しなければならない。源泉徴収税計算の課税標準を決定する上で、以下の3つのシナリオが考えられる：

- **取得原価以上の価格で株式を売買する場合**：税務上の課税標準は、所得税計算の基礎として、取得原価以上の金額を用いて算定される。
- **一部株式の売買**：税務上の課税標準は、所得税計算の基礎として、取得原価を用いて算定される。
- **取得原価を下回る価格で全ての株式を売買する場合**：税務上の課税標準は、所得税計算の基礎として、税務部門委員会による資産再評価後の残存資産価値を用いて算定される。

いずれの方法が適用される場合でも、株式売却による所得は、取引の結果が利益か損失かに関わらず、売却価格の2%の源泉徴収税の対象となる。

個人または法人の株式売却・譲渡による所得税率は、所得税法第39条第3項第1号に規定される通り、売却・譲渡総額の2%と規程されている。さらに、第44条では、株主（売主）が登録されている税務当局に

対し、売却・譲渡または支払い日から 15 営業日以内に所得税の申告・納付を行うことが規程されている。

株主（売主）が非居住法人であり、株式の売却または譲渡による所得を得る場合、所得税はラオス法人により計算・源泉徴収され、売却・譲渡または支払日から 15 日以内に当該法人が登録されている税務当局へ申告されなければならない。

❖ **直系親会社株式の間接譲渡**

直系親会社の株式譲渡または間接的な株式売却の場合、ラオス所得税法に基づく所得税の対象とはならない。

(4) 関連当事者間における相殺処理に関する源泉所得税および消費税

❖ **関連会社間支払に対する源泉所得税**

本件に関し、法令上、相殺処理に対する所得税について明確な規定は存在しない。ただし、税務当局は年次税務調査に、関連当事者間の相殺処理が課税所得または損金算入対象となるか否かを審査する可能性がある。主な検討事項は、以下の通りである：

- **実際の支払いを伴わない収益または費用の認識**：多くの会社は多額の支払いを回避するため、実際の支払いを行わず相殺取引を通じて収益と費用を頻繁に計上している。しかしこの慣行は、同社の実際の収益・費用状況を正確に反映していない。期末の利益は正しい結果を示す可能性があるものの、損益計算書に記載される収益・費用の金額は、実際の総額ではなく相殺後の数値であるため正確ではない。税務調査の過程において、税務当局は相殺前の総収入を当該企業の収益の一部として考慮する。さらに、相殺前に経費を精査し、当該企業による外国への支払いを特定するとともに、適用される源泉徴収税が適切に納付されているかを確認することがある。該当する支払いに源泉徴収税が納付されていない場合、企業は追加的な税務リスクおよび対応する罰則の対象となる可能性がある。
- **立替金の誤分類**：多くの会社が関連会社との立替金取引に関連する請求書を頻繁に発行していることが見受けられる。しかし実際には、グループ内会社間の立替金については請求書を発行すべきではない。

そうすることで税務当局が当該金額を当社の課税所得として認識する可能性があるためである。この誤認識は、不必要な税務上のリスクやコンプライアンス上のリスクを招く可能性がある。

税務当局は、請求書が発行された場合、または取引に利益要素が含まれるとみなす場合、特定の立替金または相殺取引を課税所得として認識することがある。

#### ❖ VAT リバースチャージ

VAT 上、相殺または相殺取引に関する VAT の取扱いについて特段の規定は設けられていない。このため、一部の企業では関連会社間で相殺取引を実施している。その結果、実務上以下のような共通の課題が見受けられる：

- **Output VAT:** 税務調査の過程において、税務当局は相殺前の総収入を企業の収益の一部として扱う。したがって、売上 VAT の算定基準は相殺前の総収益に基づいて決定される。企業が相殺後の純額を算定基準として月次 VAT 申告書を提出している場合、税務調査において追加の VAT 負担が生じる可能性があり、罰則が科されることもある。
- **Input VAT:** 税務当局が企業の経費を調査し、相殺前の金額を経費として考慮する場合、この情報を用いて当該企業が支払った外国への支払いを特定し、適用される VAT リバースチャージが正しく納付されているかを確認することがある。相殺措置の利用により VAT リバースチャージが適切に支払われていない場合、企業は追加の税務リスクとそれに伴う罰則が科される可能性がある。

## 2. ベストプラクティス

### (1) 配当金の支払

配当金の支払いにおける源泉徴収税要件を確実に遵守するため、企業は以下の措置を講じるべきである：

- あらゆる形態の配当金分配（株主利益をもたらす資本組入れや利益留保を含む）を課税対象となり得る事象として認識すること；

- 取締役会決議、会議議事録、配当金分配記録など、会社の立場を立証する明確な文書を作成・保管する；
- 現金または現物による支払いかを問わず、配当金額に対する税金を源泉徴収する；
- 当該年度に配当金分配がない場合、会社は翌年6月30日までに登録税務当局へ文書を提出すべきである。これが行われてない場合税務当局は異議申し立てを行い、追徴税および罰金を要求する可能性がある。
- 複雑な配当または利益留保の取決めを実施する前に、特に法令や規制が不明確な場合は、税務当局に書面にてルーリング申請を提出し、明確化を図ることが重要である。
- 株主との透明性を維持し、配当金の分配方法が会計記録および法人登記記録と整合していることを確保することが重要である。

## (2) 利子の支払

利子の支払における源泉徴収義務を遵守するため、企業は以下の措置を講じるべきである：

- ラオス国内で銀行または金融機関として認可されていない貸し手への利子支払いの全てに、10%の源泉徴収税率を適用する。貸し手がラオス国内の銀行または金融機関である場合は、当該利子に対して VAT 請求書を発行していることを確認する。
- 利息の元本または資本への振替を源泉徴収税の対象となる支払取引として扱い、振替時に税金を納付する。
- 利息が資本に転換され、増資が必要な場合には、ERC を更新し、適切な企業コンプライアンスを確保する；
- 取引の性質と処理を立証するため、貸付契約書、取締役会決議書、利息計算の証拠書類を含む適切な裏付け書類を維持する。

## (3) 株式の売却

株式の売却または譲渡に関連する源泉徴収税リスクを管理するため、企業は以下の措置を講じるべきである：

- 株式の直接売却においては、所得税が源泉徴収されていることを確認し、支払時に会社が源泉徴収税額の 2%を納付する。計算根拠は株式譲渡契約書で明確に裏付けられるようにしておく。

- 株式譲渡を完了する前に、特に外国株主が関与する場合、税務当局から事前にルーリングを取得し、明確化を図る。
- 申告された課税ベースの裏付けとして、将来の税務調査監査を円滑に進めるため、文書、株式購入契約書、株主決議を保管する。

(4) 関連当事者間の相殺・ネットオフ取決めに關する所得税・法人税および消費税

❖ 関連会社への支払に關する源泉税

相殺・相殺取決めに關する潜在的な所得税リスクを最小限に抑えるためには下記に留意すべきである：

- 関連会社間の相殺取引を過度に行わない。相殺取引により会社の実際の財務状況が不明瞭になる可能性がある；
- 取引を透明性をもって記録し、収益と費用が単に相殺されるのではなく適切に認識されることを確保する；
- 関連会社間の立替金については、意図しない収益認識を防ぐため、VAT 請求書の発行ではなく立替金に關するフォームを使用する；
- 各相殺取引の性質を説明するため、社内契約書、仕訳伝票、照合表などの裏付け書類を保管する。

❖ VAT リバースチャージ

リバースチャージ制度に基づく消費税義務の遵守を確保するためには下記に留意すべきである：

- 海外サプライヤーから VAT 請求書が発行されない場合でも、輸入サービスに対する源泉徴収 VAT を申告する；
- 特に海外グループ企業から管理、コンサルティング、技術サービスが提供される場合、社内取引を慎重に精査する；
- 税務調査時にコンプライアンスを立証するため、契約書、支払伝票等の完全な裏付け書類を保持する；
- 会計・財務チームに対し、VAT リバースチャージを正しく認識・適用するための社内研修を実施する。

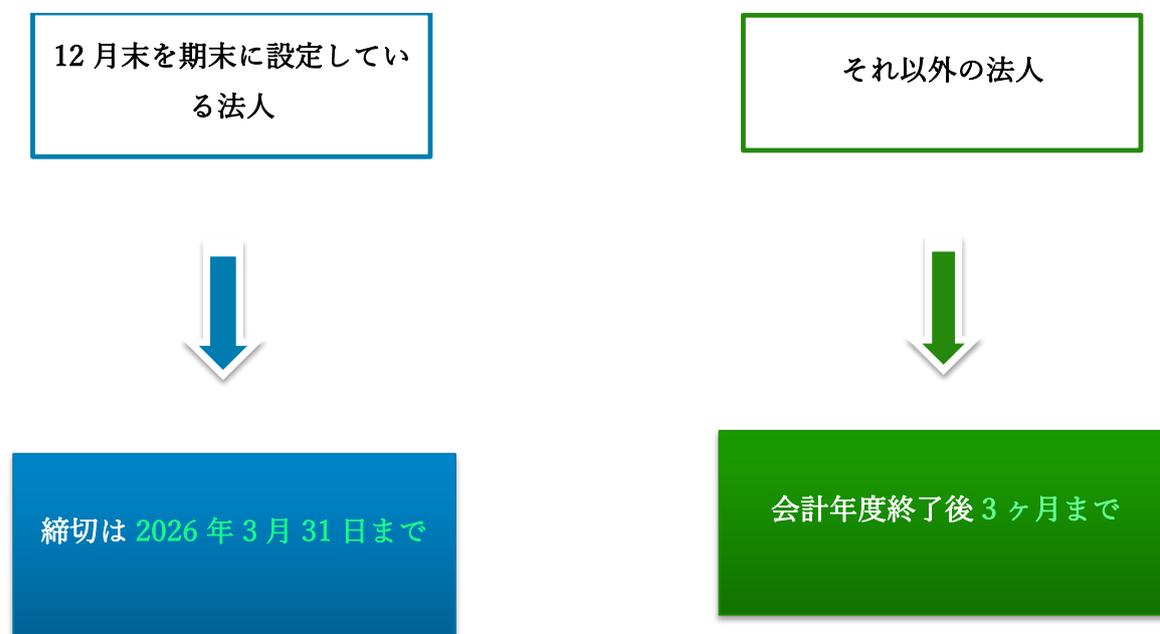
## 第 19 章 2025 年 12 月 31 日決算年度における財務諸表の提出にかかる主なアップデートおよび LFRS の導入状況

### 1. 2025 年度（2025 年 12 月 31 日を決算年度とする）財務諸表の提出期限

ビエンチャン財務局の通知第 30/MOF.VTE 号（2025 年 12 月 12 日付）によれば、ビエンチャンに登録された全企業は、2025 年度の年次財務諸表および関連報告書を Accservice.la システム経由で電子提出することが義務付けられている。2025 年度（FY25）の財務諸表提出は、遅くとも 2026 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

上記通知で定められた期限までに財務諸表を提出しなかった企業は、適用される規制に基づき罰則の対象となる。

したがって、罰則や業務に支障が生じる状況を避けるためにも、全ての企業は財務諸表を正確かつ期限内に提出することが極めて重要である。



### 2. LFRS の導入状況

ラオス財務報告基準（LFRS）は、ラオスにおける財務報告の品質、一貫性、透明性を向上させるための重要な一步である。LFRS の採用は、現地のビジネス環境と規制枠

組みを考慮しつつ、特に国際財務報告基準（IFRS）との整合を図ることを目的としている。

近年、ラオス政府は財務省（MOF）および会計局（AD）を通じて、企業の財務報告慣行の強化に重点的に取り組んでいる。この取り組みは、同国の金融インフラ強化、投資の信頼性の向上、国内外の企業における説明責任の促進を目指す広範な努力の一環である。

これらの目標を達成するため、LFRS はラオスの会計の枠組みとして正式に導入され、ラオスの会計実務を IFRS の原則に近づけつつ、現地企業にとって実用的かつ適用しやすいように設計されている。

しかしながら、多くの現地企業は準備不足と LFRS 導入のためのリソースの制約により、財務省の勧告に対応できていない。それでも財務省および会計局は、2030 年頃までに大半の企業が自社の会計基準として LFRS を導入・適用できるようになると見込んでいる。

さらに、企業が財務省（MOF）のガイドラインに基づく現行の会計方針から LFRS への移行と遵守を段階的に進められるよう、企業は将来的な導入を容易にするためにギャップ分析レポートの作成を求めている。

## 導入上の課題

その利点にもかかわらず、LFRS の導入には以下のような課題が存在する：

- LFRS に基づく報告に関する専門知識と訓練を受けた専門家の不足；
- 特に中小企業（SME）にとっての高い導入コスト；
- 会計専門職における継続的な研修と能力構築の必要性；
- 新たな報告様式と開示事項をサポートするためのシステムアップグレードの必要性

財務省は、会計事務所およびラオス会計士・監査人協会（LCPAA）と連携し、各セクターにおける LFRS の効果的な実施を確保するため、研修プログラムと技術支援を継続的に提供している。

LFRS の導入は、ラオスの財務報告制度の発展における重要な節目となる。国際的なベストプラクティスに準拠することで、LFRS は財務諸表の透明性、比較可能性、信頼性を高め、より強固で投資家にとって健全なビジネス環境の構築に寄与する。ラオスの全セクターにおける LFRS の効果的かつ持続的な運用を確保するためには、研修、モニタリング、規制といった継続的な取り組みが不可欠である。